

砂川市第7期総合計画（案）

答 申

令和2年7月8日

目 次

	ページ
総合計画の策定にあたって（総論）	3
1 総合計画の考え方	3
（1）計画策定の趣旨	3
（2）計画の位置づけ	3
（3）計画策定の視点	4
（4）計画の構成と期間	5
2 砂川市の概要	7
（1）位置と地勢	7
（2）砂川市のあゆみ	7
（3）人口と世帯	8
（4）産業の状況	9
3 時代の潮流	11
（1）人口減少と少子高齢化の急速な進行	11
（2）グローバル化と高度情報化の更なる進展	11
（3）環境問題への認識の高まり	12
（4）価値観やライフスタイルの多様化	12
（5）安全・安心に対する意識の高まり	12
（6）地方分権の推進と持続可能な行財政運営	13
（7）SDGs（エスディーゼイズ）の推進	13
基本構想	15
1 まちづくりの基本理念	16
2 めざす都市像	17
3 将来人口	18
4 土地利用	19
（1）土地の状況	19
（2）基本的な考え方	19
（3）地域類型別の基本方向	19
（4）利用区分別の基本方向	21
5 まちづくりの基本目標	23
6 基本構想を実現するために	27
基本計画	29
1 施策の体系	30
2 まちづくりの重点課題の推進	31
3 まちづくりの施策別計画	34

総合計画の策定にあたって（総論）

1 総合計画の考え方

（1）計画策定の趣旨

砂川市は、昭和41年（1966年）以来、まちづくりの基本となる総合計画について、その時々時代の背景や社会情勢の変化に対応しつつ、令和2年（2020年）度まで、全6期にわたって砂川市総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

また、急速に進む少子高齢化や人口減少に対応するため、砂川市人口ビジョンと砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年（2015年）度に策定し、ビジョンに掲げた将来の目標人口の達成に向け、人口減少と地域経済の縮小を克服するための取り組みを推進してきました。

その一方で、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化するとともに、市民の安全で安心な生活に対する意識の高まりや環境意識の高まり、高度情報化社会の進展など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。

こうした状況の中、これから策定する総合計画は、時代の変化や様々な課題など、現実を直視したうえで計画を策定する必要があり、適切な取り組みの方向を示すものでなければなりません。

我がまちは、130余年の歴史を積み重ねてきましたが、今後も、厳しい時代背景を踏まえつつ、今日の本市を創りあげてきた先人の功績を忘れずに、まちの特徴である、恵まれた豊かで美しい自然環境を守り、活かし、次の世代を展望した新しい時代のまちづくりを進めていく必要があります。

このため、社会情勢の変化や直面する様々な課題に対し、実施する施策の方向を明らかにするとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、砂川市第7期総合計画を策定します。

（2）計画の位置づけ

総合計画（基本構想）は、昭和44年（1969年）の地方自治法の改正により策定が義務付けられていましたが、地方分権改革の流れの中、平成23年（2011年）の地方自治法の改正により、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から、策定の義務が廃止となりました。そのため、策定するかどうか、また、策定する場合に議会の議決を経るかどうかは、市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

本市では、今後も総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくために、引き続き

議会の議決を経て総合計画を策定していきます。本計画は本市が目指す将来像への中長期的な展望を示すまちづくりの基本方針として、市民と行政がともにまちづくりを進めるための最上位計画とします。

(3) 計画策定の視点

総合計画は、策定の過程はもとより、策定後も将来にわたって市民と行政が共有し続け、まちづくりの指針となることが大切であることから、次の5つの基本的な考え方に基づいて策定しました。

① 将来人口を見据えた計画づくり

砂川市人口ビジョンに定める将来目標人口（令和42年（2060年）10,343人（令和12年（2030年）15,071人））の実現に向けて、砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、人口減少社会の中にあっても活力のある持続可能なまちとするために、人口減少の抑制に重点を置いた計画としています。

② 市民と協働による計画づくり

総合計画審議会での議論や市民意見の反映機会を設け、市民と行政が一体となり、情報を共有し合い、意見交換を行いながら策定した計画としています。

③ わかりやすい計画づくり

市民とまちづくりの目標を共有しながら協働のまちづくりを進めるため、各施策において「目標」や「基本事業とねらい」などを掲げ、本市が将来どのようなことを目指しているのかを明記した、わかりやすい計画としています。

④ 「成果指標」を表した計画づくり

各施策（基本事業）にまちづくりの「ものさし」となる「成果指標」を設定し、計画に掲げたまちの姿にどのくらい近づいているのか、また、各事業の取り組みがどのように貢献しているのかを計ることができる計画としています。

⑤ 社会経済状況を考えた計画づくり

人口減少や税収の減少など、地方自治体を取り巻く環境が変化する中で、地域の活性化につなげる計画とするため、今後の財政見通しや社会経済状況などを勘案した計画としています。

(4) 計画の構成と期間

本計画は、『基本構想』、『基本計画』、『実施計画』の三層構造で構成します。
また、それぞれの内容と計画期間は以下のとおりとします。

① 基本構想

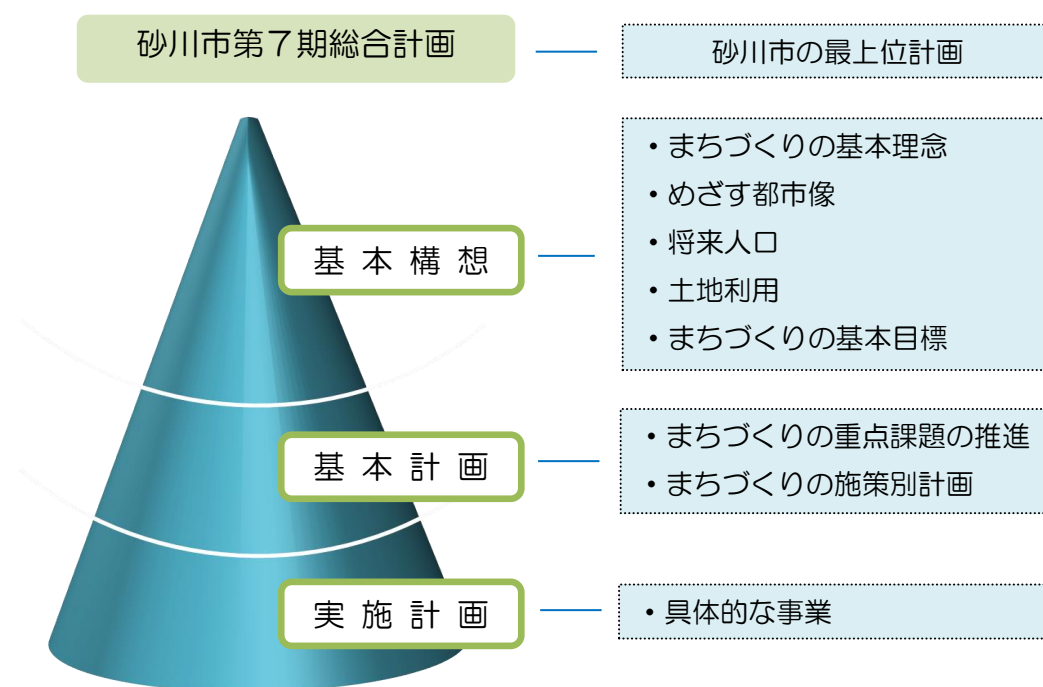
基本構想は、「まちづくりの基本理念」や「めざす都市像」を明らかにするとともに、これらを実現するための「まちづくりの基本目標」やその方針を示すものであり、計画期間は、令和3年（2021年）度から令和12年（2030年）度までの10年間とします。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる「めざす都市像」等の実現に向けた施策や取り組みの方向性を示すものであり、計画期間は、令和3年（2021年）度から令和12年（2030年）度までの10年間とします。なお、中間年において進捗状況などの点検を行うものとします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策や基本事業に基づき、実際に行う「具体的な事業」の内容や実施時期を明らかにするものであり、計画期間は、3年間（1・2次は3年間、3次は4年間）とし、事業の成果などを確認しながら見直しを行うものとします。



2 砂川市の概要

(1) 位置と地勢

本市は、札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、東は夕張山系の丘陵地帯を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に接し、西は石狩川を挟んで新十津川町に、北は空知川を挟んで滝川市に、そして、南は奈井江町に接しています。その市域は、東西に約 10.5 km、南北に約 12.7 km、総面積は 78.68 k m²で、市街中心部は、平地地帯と石狩川の間南北に細長く展開し、中央を国道 12 号のほか、道央自動車道（砂川 SA スマートインターチェンジ）と J R 函館本線がそれぞれ縦貫しています。

気候は、石狩川流域の平坦部からなっているため、内陸性気候で、夏と冬の寒暖の差が大きく、夏季の降雨量と冬季の降雪量が多くなっています。

(2) 砂川市のあゆみ

本市の歴史は、明治 19 年（1886 年）から行われた旭川までの道路開削が始まりで、明治 23 年（1890 年）に奈江村として開基し、その後、明治 30 年（1897 年）に歌志内を分村後、明治 36 年（1903 年）に砂川村と改称、大正 12 年（1923 年）に町制が施行されました。以後、昭和 19 年（1944 年）の奈井江分村、昭和 24 年（1949 年）の上砂川分町を経て、昭和 33 年（1958 年）に北海道で 26 番目の市として市制を施行しています。

その間、上川道路開削とともに歌志内市および上砂川町が炭都として栄え、鉄道が敷設されるなど交通の要衝となったほか、戦後においては、東洋高压工業と三井木材工業という 2 大産業の従業員社宅などによって商圈が形成されるなど、安定した商業基盤のうえで経営が行われ、中空知の中核都市として発展してきました。

しかし、その後のエネルギー革命による石炭から石油への転換や技術革新による機械化・省力化に伴い、本市の発展の原動力となっていた最大企業の東洋高压工業が縮小・合理化されたことなどにより、人口減少を余儀なくされました。

そうした一方で、昭和 49 年（1974 年）に緑化都市宣言を行い、さらに昭和 59 年（1984 年）には環境庁から道内初のアメニティ・タウン（快適環境都市）の指定を受け、アメニティ・タウン構想を軸に「公園の中に都市がある、美しいまちづくり」を推進したことにより、市民一人あたりの都市公園面積が日本一を誇るようになりました。

また、中心市街地ににぎわいと活性化をもたらそうと、駅東部地区開発が行われ、平成 19 年（2007 年）に地域交流センターや自由通路のほか、特別養護老人ホームや公営住宅を整備、平成 22 年（2010 年）には市立病院を改築し、中空知の地域センター病院として、人々の生命と健康を支えています。さらに、平成 27 年（2015

年)に砂川 SA スマートインターチェンジが開通し、物流や観光、救急搬送時の交通の利便性が向上するなど、快適で住みやすいまちとして発展し続けています。

(3) 人口と世帯

国勢調査による本市の人口は、平成 27 年 (2015 年) で 17,694 人となっており、平成 22 年 (2010 年) の 19,056 人から、5 年間で 1,362 人の減少となっています。

平成 27 年 (2015 年) の年齢 3 区分別人口は、年少人口 (0～14 歳) が 1,758 人、生産年齢人口 (15～64 歳) が 9,355 人、老年人口 (65 歳以上) が 6,390 人となっています。年齢 3 区分別人口構成の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口が減少している中で、老年人口は総人口の約 4 割 (36.5%) を占め、5 年間で 5.4% 伸びるなど増加傾向にあり、少子高齢化が一段と進んでいます。

また、平成 27 年 (2015 年) の世帯数は 7,858 世帯で、平成 22 年 (2010 年) の 8,415 世帯から、5 年間で 557 世帯が減少しており、一世帯あたり人数も減少が続いていることから、核家族化が進んでいることがうかがえます。

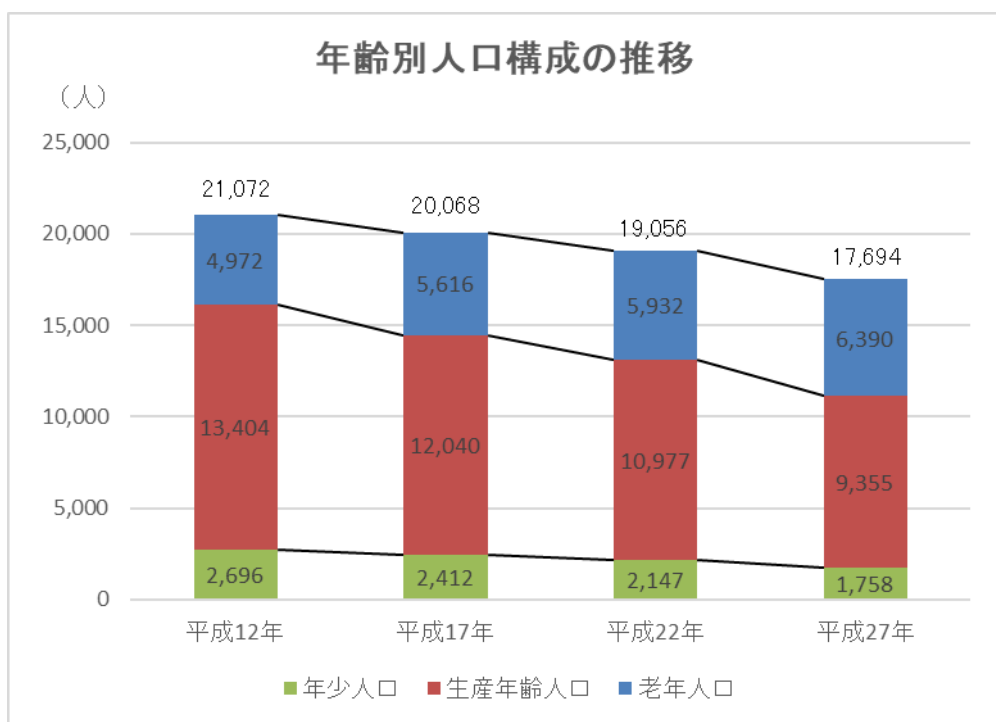
人口及び世帯の推移

項目	年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	前回調査比率		
						H12～17	H17～22	H22～27
総人口		21,072	20,068	19,056	17,694	0.95	0.95	0.93
年少人口 (0 歳～14 歳)		2,696 (12.8%)	2,412 (12.0%)	2,147 (11.3%)	1,758 (10.0%)	0.89	0.89	0.82
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)		13,404 (63.6%)	12,040 (60.0%)	10,977 (57.6%)	9,355 (53.4%)	0.90	0.91	0.85
老年人口 (65 歳以上)		4,972 (23.6%)	5,616 (28.0%)	5,932 (31.1%)	6,390 (36.5%)	1.13	1.06	1.08
世帯数		8,448	8,348	8,415	7,858	0.99	1.01	0.93
一世帯当人数		2.49	2.40	2.26	2.25	—	—	—

(資料：国勢調査)

※ () 内の数値は、総人口に占める割合

※年齢不詳は含まない



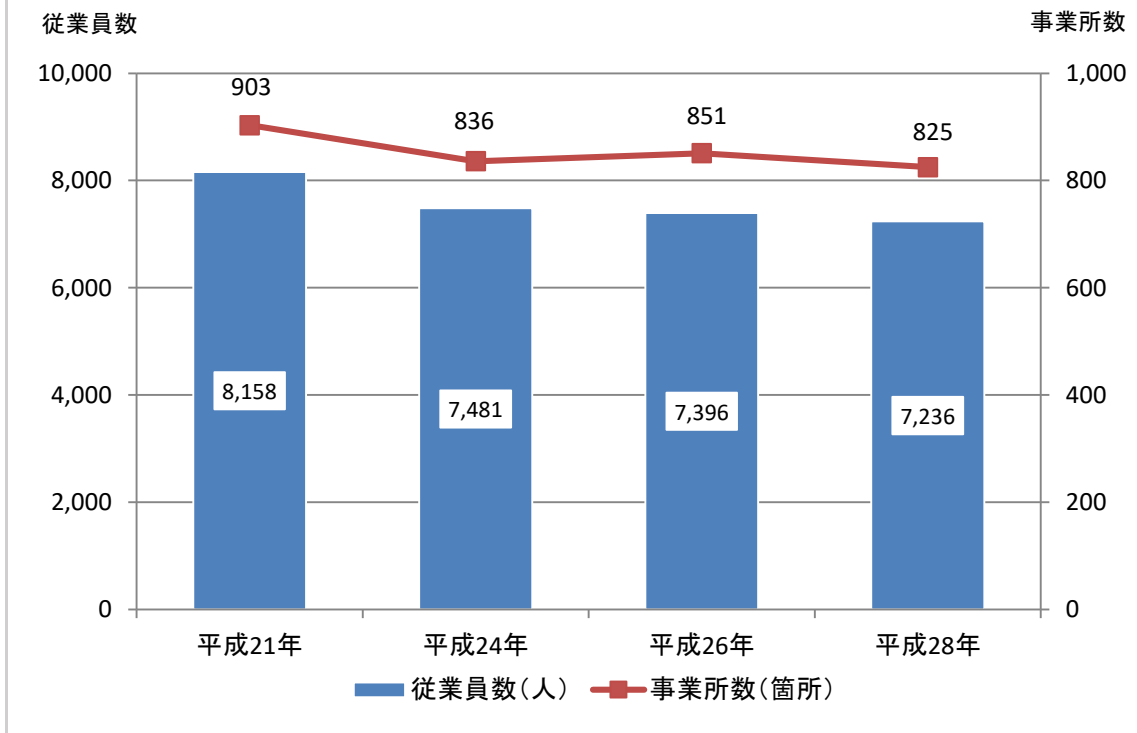
(4) 産業の状況

本市の従業員数・事業所数は、平成28年(2016年)で7,236人、825事業所となっています。

産業別の就業者の割合は、平成27年(2015年)国勢調査によると、第3次産業(小売・サービス業など)が69.0%と1番多く、約7割を占めており、以下、第2次産業(製造・建設業など)、第1次産業(農林業など)となっています。

また、産業別就業者数の構成比の推移を見ると、第1次産業の割合は、おおむね変化はありませんが、第2次産業の割合は減少傾向にあり、第3次産業の割合は増加傾向から横ばいに推移しています。

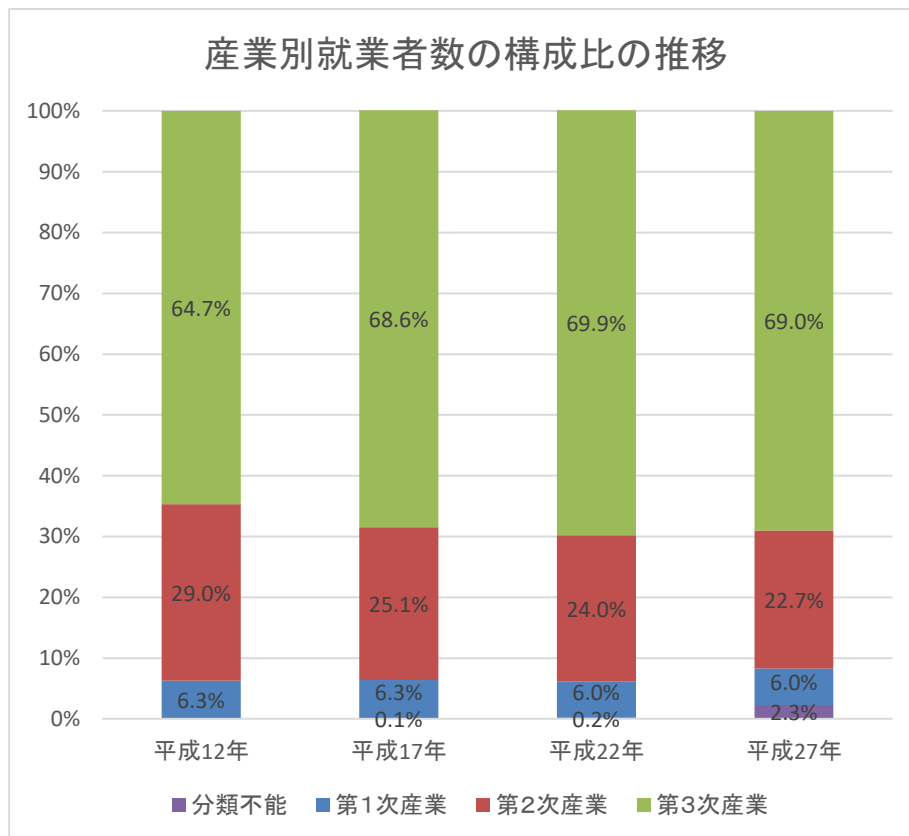
従業員数・事業所数の推移



※国・地方公共団体は除く

(資料：経済センサス)

産業別就業者数の構成比の推移



※構成比は小数点第2位以下の数値を四捨五入

(資料：国勢調査)

3 時代の潮流

本市を取り巻く社会経済情勢は、様々な面で大きく変化しています。今後のまちづくりを進めるにあたり、社会経済の動向を的確に把握することが重要なことから、本計画の策定において留意すべき時代の潮流を整理しました。

(1) 人口減少と少子高齢化の急速な進行

我が国の総人口は、平成20年（2008年）をピークに減少が続き、総人口に占める年少人口（15歳未満）の割合は減り続けている一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は増え続けており、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めがかからない状況です。

人口構造の変化は、労働力人口の減少による地域経済の縮小や地域の活力低下、年金をはじめ医療、介護などの社会保障費の増大、さらには地域コミュニティの衰退など、社会の様々な面で影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、国では、人口減少などを克服し、将来にわたって地域社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を地方自治体に促し、国・地方の総力を挙げて地方創生に向けた総合的な取り組みを進めています。

人口減少社会にあっても、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を叶える環境を整えるとともに、子どもからお年寄りまで、誰もが住みやすく誇りをもって住み続けられるまちづくりが求められています。

(2) グローバル化と高度情報化の更なる進展

世界的な貿易自由化の進展やICTの飛躍的な進展、AI・IoTなどの技術革新の急速な進展や普及により、人、物、資本、情報などが国や地域の垣根を越えて自由に行き来するようになりました。これに伴い、人々の暮らしは大きく変化し、日常生活は豊かで便利になっています。

一方、経済のグローバル化の進展に伴い、国際分業や企業の海外進出が進み、企業間の国際競争や都市間競争が激しさを増すとともに、産業（製造業）の空洞化が生じるなど、地域産業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しています。

そのため、国内産業は、一層の経営改革の取り組みが求められるとともに、都市圏との格差解消の観点からも、技術革新の要素を様々な分野で有効に活用していくことが求められています。

(3) 環境問題への認識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大、生活様式の変化に伴う地球温暖化の進行は、世界各国で生態系の破壊や異常気象を引き起こしています。このような地球規模での環境問題の深刻化を背景として、環境への関心が高まりを見せており、再生可能エネルギーの利活用などによる低炭素社会や環境負荷の少ない循環型社会の構築など、国際的な枠組みで対策が進められ、企業活動や農林業分野においても環境に配慮した生産活動が展開されています。また、平成27年(2015年)の国連サミットにおいて、地球環境に配慮した取り組みを進めることが全世界共通の目標として採択されています。

そのため、環境問題は、一人ひとりが自らの生活様式に起因することを認識し、日常からごみや廃棄物の発生を抑制、資源の回収や再生に取り組むとともに、自然環境の保全や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の少ない社会への転換が求められています。

(4) 価値観やライフスタイルの多様化

多くの人々が物の豊かさを実感できる社会となった現在、急速な情報化や国際化の進展とともに、核家族化や非婚化・晩婚化などによる世帯の小規模化が進行している中、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、経済的・物質的な物の豊かさよりも、ゆとりや安らぎ、癒しといった心の豊かさを重視する傾向に変わってきています。

そのため、働き方や暮らし方においては、画一的な従来からの価値観から、仕事と生活の調和を重視する考え方、多文化共生など多様な価値観や個性を尊重する意識が高まっており、これまで以上にきめ細かな対応が求められています。

また、価値観やライフスタイルが多様化する中で人と人のつながりが希薄化し、少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加もあいまって、地域コミュニティの機能低下が危惧されています。

(5) 安全・安心に対する意識の高まり

近年、全国各地で頻繁に発生している記録的な猛暑や集中豪雨、東日本大震災や熊本地震などの巨大地震の発生により、人々の自然災害に対する危機意識は高まっています。また、子どもや高齢者が狙われる事件やインターネットによる犯罪、高齢ドライバーによる交通事故の増加、新たな感染症の発生などもあり、日常生活における安全や安心に対する意識もこれまで以上に高まっています。

そのため、国では、法律に基づき国土強靱化基本計画を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

地域においては、自助・共助・公助、それぞれの意識や対応力を高めるとともに、

相互の連携のための体制強化を図り、地域全体の防災・防犯力を向上させる取り組みを進めていくことが求められています。

（６）地方分権の推進と持続可能な行財政運営

国では、地域の自主・自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、平成 23 年（2011 年）から数次にわたる地方分権一括法の制定により、義務付け・枠付けの見直しや、国から地方、都道府県から市町村への事務権限の移譲、地方に対する規制緩和などにより、地方分権改革に積極的に取り組んでいます。また、圏域全体の地域力の維持、活性化を図るための新たな広域連携の取り組みも進めています。

しかし、住民に最も身近な地方自治体の役割が増す一方、地方財政の状況は、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少、地域経済の停滞に伴う税収の減少、公共施設の老朽化が進むことで維持管理費用が増大するなど、今後も厳しい状況が続くと想定されます。

それに伴い、多様化する行政ニーズに的確に対応するため、自治体自らの判断と責任により地域の特性や独自性を活かした、自律的で持続的な行財政運営が求められています。

（７）SDGs（エスディージーズ）の推進

SDGs（エスディージーズ）とは、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和 12 年（2030 年）を期限としています。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、細分化された 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

国でも、平成 28 年（2016 年）に政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月には SDGs の実施指針が決定されるなど、その達成に向けた推進が求められています。SDGs 推進にあたっては自治体の役割の重要性が指摘されているほか、平成 29 年（2017 年）に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）でも、地方自治体における SDGs の取り組みの推進が位置づけられています。

基本構想

1	まちづくりの基本理念	16
2	めざす都市像	17
3	将来人口	18
4	土地利用	19
	(1) 土地の状況	19
	(2) 基本的な考え方	19
	(3) 地域類型別の基本方向	19
	(4) 利用区分別の基本方向	21
5	まちづくりの基本目標	23
6	基本構想を実現するために	27

1 まちづくりの基本理念

砂川市第7期総合計画では、これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心として共に行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

2 めざす都市像

まちづくりの基本理念に基づき、本市のめざす都市像を次のとおり掲げます。

□ 砂川市のめざす都市像

『 自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち 』

□ ことばに込められた思い

恵まれた自然環境の中で、充実した医療・保健・福祉・教育環境のもと、子ども達はのびのびと育ち、成長を見守る大人達も健康でいきいきと暮らし、生活に対する安心感や日々の幸せから、市民の笑顔が絶えないまちを目指します。

笑顔があることで家族、地域、学校、職場など様々な人を結びつけ、そのつながりが『ちから』となって途切れることなく未来へと続き、「ずっと住み続けたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と思えるような、愛着を持てるまちづくりを、市民と行政が一つになって進めていくまちを目指します。

3 将来人口

本市では、平成 27 年に「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中に位置づけている人口ビジョンにおいて、平成 22 年（2010 年）国勢調査結果に基づき人口推計を行い、令和 42 年（2060 年）までの将来人口を示しています。

国立社会保障・人口問題研究所が、平成 27 年（2015 年）国勢調査結果に基づき推計した「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）」では、本市の人口は、本計画の目標年である令和 12(2030)年に、13,176 人になると推計されました。

本計画においては、この国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠し、人口減少対策として、合計特殊出生率の上昇や社会減の抑制に取り組んでいくことを考慮して将来人口を推計しました。その結果、目標年である令和 12 年(2030)年には、14,904 人になる推計となりましたが、より高い目標を掲げてまちづくりを進めるため、目標人口を次のように定めます。

目標人口（2030 年）：15,000 人

4 土地利用

(1) 土地の状況

本市の広さは東西 10.5 km、南北 12.7 km、総面積は 78.68 km²で、総面積の 2 割にあたる 1,510ha が農用地となっています。石狩川及び空知川の両河川による豊富な水資源と、夏季には温暖な気候になることから、米や野菜を中心とした農業が展開されています。

また、森林が約 4 割を占めており、宅地やその他の雑種地を除く全体の 7 割が自然的土地利用であり、国土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止など、豊かな自然環境の保持に大きく寄与しています。

市街地は、東側のなだらかな丘陵地帯と石狩川の間平地に南北に細長く展開しています。中心部は JR 函館本線を挟んで東部に地域交流センターや公営住宅、特別養護老人ホーム、西部には金融機関や行政施設、市立病院、商店街が集積しているなど都市機能を有しながらも、豊かな自然と住環境が調和した市街地になっています。

(2) 基本的な考え方

土地は、市民のための大切な資源であり、市民生活や社会の様々な活動を支える共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用に努めます。

また、人口減少や少子高齢化などの社会・経済情勢の変化を踏まえ、市民生活や産業・経済活動などに必要と見込まれる土地需要に対し、適切な対応に努めます。

さらに、近年は大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用を進めていきます。

これらを踏まえた土地利用を進めることで、市民が安心して暮らし続けることができる、持続可能な土地利用を行っていきます。

(3) 地域類型別の基本方向

地域類型別（都市地域、農業地域、森林地域）の土地利用の基本方向は次のとおりとします。なお、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮したものとします。

①都市地域

人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応するとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、中心市街地における公共施設や商業施設などの都市機能の集積、未利用地などの有効活用を図り、まとまりのある市街地が形成されるよう、総合的な土地利用に努めます。

ア. 住宅地域

安全で快適な住環境の形成に努めるとともに、既に良好な住環境にある住宅地では、その環境維持に努めます。

また、市街地における未利用地の利用を促進するとともに、周辺環境への影響が想定される地区については、調和を図れるよう努めます。

イ. 商業地域

後継者不足により増加が見込まれる空き建築物などの有効活用を図り、市民の生活基盤である商店街の魅力を高めるとともに、商業店舗、金融機関、公共施設など都市機能の集積を活かした、利便性が高く賑わいのある商業地の形成に努めます。

ウ. 工業地域

道央砂川工業団地を主に、立地条件の優位性を活かした企業誘致活動を推進するとともに、地場企業の規模拡大などによる地域経済の活性化を進め、周辺環境に配慮した適正な土地利用に努めます。

②農業地域

農業の振興を図るため、生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、優良農地の保全と確保、耕作放棄地の発生抑制、再生、解消などに努めます。

また、他用途への転用を必要最小限にとどめ、宅地や道路などの都市的土地利用にあたっては、農業生産の推進や地域振興との調和を図り、適正な土地利用に努めます。

③森林地域

森林は、水源のかん養や自然災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与しています。そのため、必要な森林の確保と無秩序な開発の防止に努めるとともに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、整備と保全を図りながら適正な管理に努めます。

(4) 利用区分別の基本方向

利用区分別の土地利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を別個にとらえるのではなく、相互の関連性に留意したものとします。

①農用地

農業生産の重要な基盤であるとともに、良好な自然環境を保全する役割などの多面的な機能を有していることから、恵まれた自然との関係に配慮し、合理的かつ効率的な集約化を図ります。

また、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、無秩序な開発を抑制し、農用地としてのまとまりを確保するとともに、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用により、優良な農用地の確保と生産性の向上を図ります。

②森林

国土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの多面的な機能を持ち、良好な生活環境を保つための貴重な財産であることから、林業や木材産業などの発展を促すとともに、必要な森林の整備や無秩序な開発の未然防止に努め、豊かな自然環境の保全を図ります。

また、市街地及びその周辺の森林は、身近な自然景観であり、市民の良好な生活環境を守るために必要なことから保全を図ります。

③原野

地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

④水面・河川・水路

水害・土砂災害の防止を図り安全性を確保するため、河川改修などの治水対策を推進するとともに、生態系や水循環系を破壊することのない整備により、生物の生息環境及び潤いのある親水空間として水辺環境の維持・向上に努めます。

また、農業用排水路の整備、適切な維持管理など、既存用地の持続的な利用を図ります。

⑤道路

地域経済の発展や市民生活の利便性向上の基盤となることから、地域と地域を結び、土地の有効利用を高める幹線道路などの整備のために必要な用地の確保を図ります。また、安全性、快適性、防災機能などの向上に配慮し、国道・道道・市道などを含めた交通ネットワークの形成を図ります。

さらに、道路の整備にあたっては、騒音などの交通公害の防止に配慮して生活環境の保全を図るほか、沿道の土地利用と整合した景観や高齢者などに配慮した安全で快適な歩行空間の確保に努めるとともに、冬期間の効果的な除排雪対策による交通の確保など安全で適正な維持に努めます。

⑥住宅地

将来人口及び世帯数に対応する住宅地の安定した供給を図るため、高齢化の進行や子育て支援の拡充も勘案しつつ、北国の特性に配慮し、無秩序な拡大を防止しながら、まちづくりの方向性に応じた適正な住宅地の確保を図ります。

⑦工業用地

地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、地元企業の育成強化を進めながら企業の立地動向に的確に対応し、企業誘致の推進に必要な用地の確保及び生産基盤の形成に努めます。

また、用地の確保にあたっては、周辺的生活環境や自然環境に配慮し、他の土地利用との調整を図ります。

⑧その他の宅地

事務所、商業地など、その他の宅地については、良好な環境に配慮し、中心市街地における土地利用の高度化や商業の活性化を促進するとともに、魅力ある商店街を形成するために必要な用地の確保を図ります。

⑨その他

文教施設、環境衛生施設、厚生福祉施設、公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設の用地については、生活水準向上のため重要な機能を果たすものであることから、多様化する市民ニーズや環境の保全に配慮した適正な配置に努め、必要な用地の確保を図ります。

また、施設整備にあたっては、災害に対する安全性の確保はもとより、災害時における施設の活用に配慮します。

5 まちづくりの基本目標

めざす都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現を目指して、6つのまちづくりの基本目標を設定し、市民、地域、行政の相互理解と協調のもとに、施策の展開を図ります。

◆基本目標1 (医療・保健・福祉)

『 健やかに安心して暮らせるやさしいまち 』

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、子どもの健やかな成長をみんなで見守るとともに、ライフステージに応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスの提供と、健康づくりや疾病予防の充実に努めます。

また、地域の基幹病院である市立病院の医療機能の充実に努めるとともに、地域の医療機関における相互連携の強化など地域医療を守るための取り組みを推進し、いつでも安心して医療を受けられるまちを目指します。

□ 施策1 (子育て支援、母子保健、母子・父子福祉)

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

□ 施策2 (高齢者福祉)

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

□ 施策3 (障がい者福祉)

障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり

□ 施策4 (地域福祉)

地域で支え合う福祉のまちづくり

□ 施策5 (健康)

心身ともに健康で暮らせるまちづくり

□ 施策6 (医療)

安心して医療を受けることができるまちづくり

□ 施策7 (社会保障制度)

社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり

◆基本目標2 (生活環境・防災)

『 安全でやすらぎのあるまち 』

未来の子どもたちへ豊かな自然環境を引き継いでいくため、市民一人ひとりの環境保全の取り組みを促進するとともに、エネルギーの有効利用を図るなど、自然と共生した心地よい生活環境の形成に向けた取り組みを進めます。

また、地域の安全を守るため、交通安全・防犯対策の充実や消防・救急体制の充実に努めるとともに、地域の防災力の向上と自然災害の未然防止対策の推進を図り、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

- 施策 1（循環型社会） 循環型社会の形成を推進するまちづくり
- 施策 2（衛生環境） 衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり
- 施策 3（環境保全） 地球環境に配慮したまちづくり
- 施策 4（安全生活環境） 安全で安心な市民生活を支えるまちづくり
- 施策 5（消防・救急） 消防・救急体制の充実したまちづくり
- 施策 6（地域防災・減災） 防災・減災に対応したまちづくり

◆基本目標 3 （教育・文化・スポーツ）

『豊かな心と学ぶ力を育むまち』

生涯にわたって学びを続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備を進めるとともに、新たな未来を拓くため、地域と連携して子ども達の成長を支え、豊かな心や学ぶ力を育む教育の充実を図ります。

また、市民の郷土を尊重する心を育むため、芸術文化活動の充実や歴史・文化財の伝承を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動などを通して、生きがいをもって暮らすことができるまちを目指します。

- 施策 1（生涯学習） 生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり
- 施策 2（学校教育） 子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり
- 施策 3（社会教育） 地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり
- 施策 4（芸術・文化・文化財） 文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり
- 施策 5（スポーツ） スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり

◆基本目標 4 （産業振興）

『活力にあふれにぎわいのあるまち』

地域を支える農業・商工業の振興を図るため、関係団体と連携し、各種基盤整備や経営安定に向けた取り組み、起業への支援、企業誘致を推進します。

また、地域産業の魅力を高めるため、地域ブランドを確立するなど、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めます。

さらに、多くの人々がまちを訪れて、まちの魅力を知ってもらえるよう、多彩な資源を活かした観光の振興を図るとともに、市の中心部の整備を契機に、賑わいがあふれるまちを目指します。

- 施策 1（農林業） 安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり
- 施策 2（商工業） 商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり
- 施策 3（労働環境） 安心して働くことができるまちづくり
- 施策 4（観光） 観光の振興で魅力あふれるまちづくり
- 施策 5（市街地賑わい） まちなかに賑わいをもたらすまちづくり

◆基本目標 5 （都市基盤）

『 自然と調和した快適で住みよいまち 』

住みよい環境で快適に暮らすことができるよう、多様化した生活スタイルに対応した良質な住環境の形成に努めるとともに、生活に欠かすことのできない水道水の安定供給や下水道施設の整備などに努めます。

また、都市機能の基盤となる道路・橋梁の整備や公共交通機関の維持確保に取り組むとともに、憩いの場である公園の整備や適切な緑の保全を図り、豊かな自然と調和した美しい街並みが広がるまちを目指します。

- 施策 1（道路環境） 安全で快適な道路環境が整ったまちづくり
- 施策 2（交通環境） 利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり
- 施策 3（住環境） 安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり
- 施策 4（上下水道） 安定した事業運営による安全・安心な水環境を守るまちづくり
- 施策 5（快適空間） 美しい街並みの広がるまちづくり

◆基本目標 6 （市民参画・コミュニティ・行政運営）

『 明日へつなぐ協働と支え合いのまち 』

市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、市民・地域・行政が互いに情報を共有し、信頼関係を築くとともに、地域を形成するコミュニティを育み、地域課題の解決に向けて、共に行動するまちを目指します。

また、市民に信頼されるまちづくりを進めるため、計画的な行政運営と健全な財政運営を進めるとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、機能的な組織体制の確立、情報通信技術の活用による市民サービスの向上を図り、自主自立した持続可能なまちを目指します。

- 施策1（協働） 市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり
- 施策2（地域コミュニティ） 人のきずなが広がるまちづくり
- 施策3（行政運営） 自主・自立に向けた計画的なまちづくり
- 施策4（情報通信基盤） 情報通信技術を活用したまちづくり
- 施策5（財政運営） 健全な財政運営に努めるまちづくり
- 施策6（広域行政運営） 適切な広域行政によるまちづくり

6 基本構想を実現するために

めざす都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」を実現していくためには、各分野におけるこれまでの成果や課題を整理し、課題解決に向けた効果的なまちづくりを進める必要があります。

まちづくりの基本理念のもと、協働によるまちづくりを推進することで、その活動を通じて市民がまちへの愛着を深め、市民が主体的にまちづくりに参画していく取り組みを進めます。

また、全国的に人口減少・少子高齢化が進み、本市においても人口減少は避けられない中、時代の様々な変化に対応した持続可能な自主自立したまちづくりを進めるため、次に掲げた3つをまちづくりの共通した考えとして取り組みを進めます。

1 みんなでつくるまちづくり

多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題を解決し、より住みよいまちを築いていくため、市民・地域・事業者・行政などがお互いの信頼関係を築き合い、連携・協力しながらまちづくりを進めます。

2 みんなが愛するまちづくり

「みんなでつくるまちづくり」を進めていくためには、市民のまちへの積極的な関わりが重要となります。市民一人ひとりがまちへの愛着を深め、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思うことができるまちづくりを進めます。

3 持続可能なまちづくり

選択と集中による効率的な行財政運営を進めるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえながら、社会・経済・環境の面から持続可能なまちづくりを進めます。

※SDGsの17の目標を掲載

基本計画

1 施策の体系	30
2 まちづくりの重点課題の推進	...	31
3 まちづくりの施策別計画	34

1 施策の体系

(別紙のとおり)

部会基本目標

基本施策・基本事業

①医療・保健・福祉	②生活環境・防災	③教育・文化・スポーツ	④産業振興	⑤都市基盤	⑥市民参画・コミュニティ・行政運営
<p>健やかに安心して暮らせる やさしいまち</p>	<p>安全でやすらぎのあるまち</p>	<p>豊かな心と学ぶ力を育むまち</p>	<p>活力にあふれにぎわいのあるまち</p>	<p>自然と調和した快適で 住みよいまち</p>	<p>明日へつなぐ協働と 支え合いのまち</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆1(子育て支援、母子保健、母子・父子福祉) 子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①子育て支援環境の充実 ②保育サービスの充実 ③児童育成環境の充実 ④母子保健対策の充実 ⑤ひとり親家庭の支援 ◆2(高齢者福祉) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①社会参加と生きがいづくりの支援 ②介護予防の推進 ③高齢者が安心して自分らしく暮らせるサービスの充実 ④高齢者の在宅生活への支援 ◆3(障がい者福祉) 障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①障がい者福祉サービスの充実 ②生活環境整備の推進 ③雇用と就労の推進 ④相談支援体制の充実 ⑤早期療育の充実 ◆4(地域福祉) 地域で支え合う福祉のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動の充実 ②地域福祉の担い手の育成 ◆5(健康) 心身ともに健康で暮らせるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①健康づくり・疾病予防の推進 ◆6(医療) 安心して医療を受けることができるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①地域医療体制の推進 ②市立病院事業の充実 ◆7(社会保障制度) 社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①低所得者福祉の充実 ②地域保険の推進 ③介護保険制度の円滑な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1(循環型社会) 循環型社会の形成を推進するまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①ごみの減量化とリサイクルの推進 ◆2(衛生環境) 衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①生活環境美化の推進 ②墓地・火葬場の環境整備 ③公害防止の推進 ◆3(環境保全) 地球環境に配慮したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①地球温暖化防止の推進 ◆4(安全生活環境) 安全で安心な市民生活を支えるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①交通安全の推進 ②防犯活動の推進 ③消費生活の安定 ◆5(消防・救急) 消防・救急体制の充実したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①火災予防の推進 ②消防体制の充実 ③救急体制の充実 ◆6(地域防災・減災) 防災・減災に対応したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①防災意識の向上 ②地域防災力の向上 ③災害を防ぐ施設整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1(生涯学習) 生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習の推進 ◆2(学校教育) 子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①確かな学力を育む教育の推進 ②豊かな心を育む教育の推進 ③健やかな体を育む教育の推進 ④地域とともにある学校づくりの推進 ⑤特別支援教育の推進 ⑥教育環境の充実 ⑦学びにつなげる支援の推進 ⑧小中学校の適正配置の推進 ◆3(社会教育) 地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①公民館における学習活動の推進 ②読書活動の推進 ③家庭教育支援の充実 ④青少年健全育成活動の充実 ◆4(芸術・文化・文化財) 文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①芸術文化活動の充実 ②文化財の保護、郷土資料の保存・活用の充実 ◆5(スポーツ) スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション活動の推進 ②スポーツ環境・施設の整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1(農林業) 安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①農地等の基盤整備の推進 ②担い手の確保と育成支援 ③農地の流動化による効率的な農業の推進 ④農業経営の安定 ⑤農村環境の保全 ⑥森づくりの推進 ◆2(商工業) 商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業の経営安定化 ②商店街の活性化 ③企業立地の促進 ④地域ブランドの確立 ◆3(労働環境) 安心して働くことができるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①雇用の安定 ②労働環境の充実 ◆4(観光) 観光の振興で魅力あふれるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①魅力ある観光の推進 ②観光客誘客の推進 ◆5(市街地賑わい) まちなかに賑わいをもたらすまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①まちなかの賑わい創出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1(道路環境) 安全で快適な道路環境が整ったまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①道路改築事業の推進 ②道路施設の維持・修繕と長寿命化の推進 ③冬期間の安全な通行の確保 ◆2(交通環境) 利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①広域幹線道路の整備促進 ②公共交通の利便性の向上と確保 ◆3(住環境) 安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①安全・安心な住環境整備の促進 ②まちなか居住の促進 ③公営住宅の良質な住環境の整備 ④円滑な住み替えの推進と移住定住の促進 ⑤空き家の活用・適正管理の推進 ◆4(上下水道) 安定した事業運営による安全・安心な水環境を守るまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①良質な水道水の安定供給の確保 ②効率的かつ効果的な汚水・雨水処理の推進 ③生活排水等の適正処理の促進 ◆5(快適空間) 美しい街並みの広がるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①公園施設の長寿命化と適正管理の推進 ②豊かな緑と美しい街並みの保全 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1(協働) 市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①協働事業(活動)の充実 ②広報広聴活動の推進 ◆2(地域コミュニティ) 人のきずなが広がるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティの推進 ◆3(行政運営) 自主・自立に向けた計画的なまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①市民ニーズに即したわかりやすい計画行政の推進 ②機能的な組織の確立と人材育成の推進 ◆4(情報通信基盤) 情報通信技術を活用したまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①行政事務の情報化の推進 ②情報通信技術による市民サービスの向上 ◆5(財政運営) 健全な財政運営に努めるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①財源の確保 ②適正な財産管理の推進 ③財政の健全化 ◆6(広域行政運営) 適切な広域行政によるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①広域行政・広域連携の推進
7施策 22基本事業	6施策 14基本事業	5施策 17基本事業	5施策 15基本事業	5施策 15基本事業	6施策 11基本事業

まちづくりの共通した考え

「みんなでつくるまちづくり」 「みんなが愛するまちづくり」 「持続可能なまちづくり」

2 まちづくりの重点課題の推進

まちづくりの重点課題は、めざす都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現のために、全市的な視点から総合的に取り組むべき重要な課題を示すものです。

本市では、次の6つを重点課題に位置づけ、計画期間内において、この課題解決に向けた取り組みを推進します。

1 安心と健康な暮らしの推進

近年では、地震や集中豪雨などによる自然災害の発生、少子高齢化の進行による社会保障費や高齢者の介護需要の増大など、これまで経験したことのない事案が生じており、生涯にわたり安心して健康に暮らしていける地域の構築が求められています。

このことから、災害への備えでは、全てを公助で対応するには限界があるため、地域ぐるみで防災活動に取り組むなど、防災意識の高いまちの構築に向けて取り組みを進めます。

また、健康診断や予防医療などを通じた市民一人ひとりの包括的な健康づくりの推進と質の高い医療体制の維持・確保のほか、地域医療機関における相互連携強化や子ども、高齢者、障がい者の地域の見守り活動の充実など、誰もが健康を保持し、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進します。

2 子育て支援と教育の推進

少子高齢化や核家族化の進行、グローバル化や高度情報化の急速な進展、人生100年時代と言われる長寿社会の到来など、目まぐるしく変化する現代社会の中で、次代のまちづくりを担う子どもや若者、子育て世帯に対し、社会全体で支援するとともに、子どもたちの「生きる力」を育む教育の推進、生涯にわたり学び続けることができる学習環境の整備が求められています。

このことから、妊娠出産期から子育て時期までの切れ目のない継続的な支援や、男女とも仕事と子育ての両立ができる環境づくりを推進するほか、教育力の向上を図るため、標準的な学校規模を目指す適正配置と併せて学習環境の整備を進め、多様な学習機会や人間関係をつくる機会を確保し、教育効果を高めるほか、少年団活動や部活動の活性化を図る環境づくりを推進します。

3 環境保全の推進

高度成長期からバブル期にかけ、経済活動やライフスタイルの変化などにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成されたことから、地球温暖化や気候変動、生態系の破壊などの問題が生じており、市民の環境への関心が高まりを見せる中、環境問題の解決に向けた積極的な取り組みが求められています。

このことから、環境保全に関する情報提供や啓発活動を通じて、市民一人ひとりが地球環境問題を正しく理解して、日常から廃棄物の発生を抑制し、資源の回収や再生利用などを基本とする循環型社会を形成するほか、市民生活や企業活動においても省エネルギーや再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の少ない社会への転換を促し、様々な主体や世代の協力により自然と調和した環境にやさしいまちづくりを推進します。

4 賑わいあるまちなかの推進

中心市街地は、砂川駅東部地区開発における公営住宅の整備をはじめ、日常生活に必要な基礎的な都市機能が集積し、暮らしやすい市街地が形成されています。しかし、商店街は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、消費者の購買行動の多様化による利用客の減少、経営者の高齢化や後継者不足などから事業者数が減少し、中心市街地の活力が低下しています。

このことから、空き店舗対策や高齢経営者の事業継承などの取り組みを促進するとともに、駅前地区の開発により、新たに「まちの顔」となる拠点施設を整備し、官民一体となって有効な活用を図り、相乗効果による商店街の活性化を目指すとともに、市内の様々な観光資源が点から線で結ばれて、まちなかに賑わいが生まれるまちづくりを推進します。

5 活力と魅力ある産業の推進

活力と魅力ある産業の実現に向けて、農業・商業・工業などの産業に共通した課題である人材不足の解消を図ります。特に若者層の人口流出は、活力と魅力ある産業に影響することから、地元企業と学校が連携し若年者の地元定着を図ります。

農業では、新規就農者の確保と育成、担い手への農地の集積や基盤整備を推進するほか、新たな産業や6次産業化を目指す取り組みを促進するとともに、企業誘致では、交通の利便性や地理的な優位性を活かして、幅広い業種に対し誘致活動を推進します。また、地域資源を活かした地域ブランドを確立し販路拡大を図るなど、地域産業が活性化する取り組みを推進します。

6 みんなでつくる社会の推進

「砂川市協働のまちづくり指針」のもと、協働の環境づくりと体制づくりを進めてきましたが、様々な市政への参画機会や地域活動において取り組みの成果はあるが、全体としては、市民に浸透できていない状況にあります。

このことから、わかりやすく情報を提供し、多くの市民に市政への関心を高めてもらう必要があるため、広報広聴事業の充実を図り、積極的な広報活動に取り組みます。

また、若者が気軽にまちづくりに参画できるような体制を整えるとともに、多様なコミュニティ活動の促進により、地域に連帯感を生み出し、市民の主体的な地域課題を解決する取り組みにつなげるなど、市民と行政がそれぞれの役割を担い課題解決に取り組むまちづくりを推進します。

3 まちづくりの施策別計画

◆ 基本目標 1 (医療・保健・福祉)

『 健やかに安心して暮らせるやさしいまち 』

- 施策 1-1 (子育て支援、母子保健、母子・父子福祉) 子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり …… 36
- 施策 1-2 (高齢者福祉) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり …… 38
- 施策 1-3 (障がい者福祉) 障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり …… 40
- 施策 1-4 (地域福祉) 地域で支え合う福祉のまちづくり …… 42
- 施策 1-5 (健康) 心身ともに健康で暮らせるまちづくり …… 44
- 施策 1-6 (医療) 安心して医療を受けることができるまちづくり …… 46
- 施策 1-7 (社会保障制度) 社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり …… 48

◆ 基本目標 2 (生活環境・防災)

『 安全でやすらぎのあるまち 』

- 施策 2-1 (循環型社会) 循環型社会の形成を推進するまちづくり …… 50
- 施策 2-2 (衛生環境) 衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり …… 52
- 施策 2-3 (環境保全) 地球環境に配慮したまちづくり …… 54
- 施策 2-4 (安全生活環境) 安全で安心な市民生活を支えるまちづくり …… 56
- 施策 2-5 (消防・救急) 消防・救急体制の充実したまちづくり …… 58
- 施策 2-6 (地域防災・減災) 防災・減災に対応したまちづくり …… 60

◆ 基本目標 3 (教育・文化・スポーツ)

『 豊かな心と学ぶ力を育むまち 』

- 施策 3-1 (生涯学習) 生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり …… 62
- 施策 3-2 (学校教育) 子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり …… 64
- 施策 3-3 (社会教育) 地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり …… 66
- 施策 3-4 (芸術・文化・文化財) 文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり …… 68
- 施策 3-5 (スポーツ) スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり …… 70

◆ 基本目標 4（産業振興）

『 活力にあふれにぎわいのあるまち 』

- 施策 4-1（農林業） 安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、
美しい森林をつくるまちづくり …… 72
- 施策 4-2（商工業） 商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり …… 74
- 施策 4-3（労働環境） 安心して働くことができるまちづくり …… 76
- 施策 4-4（観光） 観光の振興で魅力あふれるまちづくり …… 78
- 施策 4-5（市街地賑わい） まちなかに賑わいをもたらすまちづくり …… 80

◆ 基本目標 5（都市基盤）

『 自然と調和した快適で住みよいまち 』

- 施策 5-1（道路環境） 安全で快適な道路環境が整ったまちづくり …… 82
- 施策 5-2（交通環境） 利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり …… 84
- 施策 5-3（住環境） 安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり …… 86
- 施策 5-4（上下水道） 安定した事業運営による安全・安心な水環境を守るまちづくり 88
- 施策 5-5（快適空間） 美しい街並みの広がるまちづくり …… 90

◆ 基本目標 6（市民参画・コミュニティ・行政運営）

『 明日へつなぐ協働と支え合いのまち 』

- 施策 6-1（協働） 市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり …… 92
- 施策 6-2（地域コミュニティ） 人のきずなが広がるまちづくり …… 94
- 施策 6-3（行政運営） 自主・自立に向けた計画的なまちづくり …… 96
- 施策 6-4（情報通信基盤） 情報通信技術を活用したまちづくり …… 98
- 施策 6-5（財政運営） 健全な財政運営に努めるまちづくり …… 100
- 施策 6-6（広域行政運営） 適切な広域行政によるまちづくり …… 102

(医療・保健・福祉)

◆ 1 健やかに安心して暮らせるやさしいまち

□ 1-1 (子育て支援、母子保健、母子・父子福祉)

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

目 標

安心して子どもを生き育てることができるよう、生まれる前から子育て期まで切れ目なく総合的に支援を実施し、次代を担う子どもの成長を地域で育む機運を高めることで、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるまちを目指します。

現 状 と 課 題

少子高齢化や核家族化の進行により、家庭での子育て力が弱くなってきており、本市においても子どもや家庭に対する支援がより一層必要な状況にあります。そのため、誰もが安心して子どもを生き育てられる環境づくりが必要とされており、妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施する「子育て世代包括支援センター」の設置や、子育てに関する諸問題に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められています。

子どもの健やかな成長は、未来の活力ある社会へとつながるため、砂川市子ども・子育て支援事業計画や砂川市次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て支援の充実を図るとともに、地域が連携して子育てを支援していく環境づくりを進める必要があります。

また、子育てと仕事の両立を支えるため、家庭の状況やニーズに応じた保育環境などの充実を図るとともに、社会資源と連携を図りながら、保護者に対する支援を行う必要があります。

基本事業とねらい

① 子育て支援環境の充実

親子のふれあいや子育て中の人交流できる場を充実させ、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するとともに、児童虐待の予防や早期発見、早期対応など、関係機関や地域と連携することで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

② 保育サービスの充実

児童に対して快適な保育環境の整備に努めるとともに、必要となる保育の量の確保や質の向上により、働きながら安心して子育てができるよう、家庭環境や就労形態などの多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

③ 児童育成環境の充実

安全で安心して過ごすことのできる放課後の居場所や学童保育事業の体制強化と質の向上を図り、様々な遊びや体験活動、集団生活を通して豊かな心の育成に努めます。

④ 母子保健対策の充実

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育ち、生涯を通じた健康づくりのための生活習慣の基礎を築いていけるよう、医療や福祉などの関係機関との連携を強化し、妊娠、出産、育児期を通して継続した支援に努めます。

⑤ ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、ハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関と連携し、相談や自立支援の実施に努めます。また、母子・父子自立支援員による相談・助言や情報提供を行い、不安の解消と家庭生活の安定・向上に努めます。

□ 1-2 (高齢者福祉)

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

目 標

市民、事業所などと連携を図り、高齢者への介護予防サービスや生活支援の推進、社会参加と生きがいつくりの支援などにより、自立した生活を保ち、介護が必要になった場合でも、サービスの提供や地域の支え合いによって幸せに暮らせるまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の高齢化率は上昇傾向が続いており、令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上になるほか、令和22年(2040年)には団塊ジュニアの世代が65歳以上になるなど、高齢化がさらに進む中で、介護予防や生活支援の必要性が増加しています。社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、元気な高齢者が支える側として活動できる仕組みづくりが重要な課題となっています。こうした社会動向の変化を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、老人クラブや地域サロン団体など的高齢者の主体的な活動を支援し、さらに、高齢者のニーズを把握したうえで、市民、事業所などと連携し、社会参加のための環境整備に努めるとともに、介護予防サービスや生活支援の推進など、高齢者福祉対策の充実を図る必要があります。

また、人口に占める高齢者及び高齢者世帯の割合が高くなることが予想される中、高齢者が可能な限り在宅で暮らし続けるためには、地域包括支援センターの総合相談窓口としての機能強化を推進するとともに、地域で高齢者を見守る・支える活動において、町内会、民生委員、事業者などとの連携を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要があります。

さらに、認知症高齢者などへの支援体制の強化や高齢者虐待防止の取り組みの充実を図るとともに、介護者の負担を軽減するための支援を充実させ、介護者も元気に安心した生活ができる環境づくりを進める必要があります。

基本事業とねらい

① 社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者が生きがいに満ちた豊かな生活を送れるよう、高齢者自らが学習・文化・スポーツ活動や地域活動、就労などを通じて、地域社会へ積極的に参加できる環境づくりを進めます。

② 介護予防の推進

高齢者が生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、住み慣れた地域で自立して安心した生活を送れるよう、多様化する高齢者のニーズを把握した介護予防サービスを提供できる体制の整備に努め、各種介護予防事業の充実を図ります。

③ 高齢者が安心して自分らしく暮らせるサービスの充実

高齢者が認知症や要介護状態になったとき、またはその介護者などが支援を必要とするときに対応するため、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、地域団体などが連携し、高齢者が安心して暮らせるサービスの充実を図ります。

④ 高齢者の在宅生活への支援

高齢者が安心して在宅生活を続けるため、町内会や民生委員などと連携しながら、地域において見守り・支え合いを行います。さらに高齢者への在宅福祉サービスの充実や家族の介護負担を軽減する事業の実施など、支援の充実を図ります。

□ 1-3 (障がい者福祉)

障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり

目 標

相談支援体制など、障がい者（児）への福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域で生涯にわたり、安心して豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

現 状 と 課 題

障がいの種別に関わらず、共通の仕組みによってサービスが利用できるようになった障害者自立支援法の施行から15年が経過し、福祉サービス利用者数は年々増加傾向にあります。この間、障がい者への虐待・差別の禁止、発達障がい者や難病患者への支援など、ノーマライゼーション社会の実現に向けた法整備も進み、障がい者などを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、砂川市障害者福祉計画（障害児も含む）を策定し、各種事業を推進していますが、今後も関係機関の連携により、福祉サービスの充実を図り、障がい者が今後も住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、自立や社会参加の促進に向けた支援に取り組む必要があります。また、心身の発達や成長の遅れに心配のある児童や様々な障がいのある児童の早期発見、早期療育を充実させるために、保健・福祉・教育などの関係者の密接な連携を図るとともに、児童とその家族を重層的に支援するための体制を確保し、充実させていく必要があります。

基本事業とねらい

① 障がい者福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図り、日常生活及び社会生活の支援に努めます。

② 生活環境整備の推進

障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して快適に地域で暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。あわせて市民が心のバリアを取り除き、障がい者の社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化を進めます。

③ 雇用と就労の推進

就労を希望する障がい者を支援するため、障害者地域自立支援協議会などのネットワークの活用やハローワークとの連携により、障がい者雇用に対する企業意識を高め、就労機会の拡大に努めます。

④ 相談支援体制の充実

障がい者が抱える悩みや心配ごとの解決に向け、障害者地域自立支援協議会における事例検討のほか、相談支援事業所や民生委員などの相談支援体制の周知を図り、障がい者及びその家族の生活改善に向けた支援に努めます。

⑤ 早期療育の充実

保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携により、心身の発達や成長の遅れに心配のある乳幼児を早期発見・早期療育する体制を築き、適切な支援を行うことにより、社会適応性の向上を図ります。

□ 1-4 (地域福祉)

地域で支え合う福祉のまちづくり

目 標

市民と行政の協働により、地域福祉活動の充実を図りながら、地域においてお互いに思いやりを持って支え合う意識を高め、地域福祉を推進するまちを目指します。

現 状 と 課 題

少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や社会環境が大きく変化する中、住み慣れた地域において安心して生活するためには、「自助・互助・共助・公助」を基本とした地域福祉の推進が求められています。しかし、地域福祉活動を支える町内会や福祉団体は減少・縮小傾向にあり、人材不足も深刻となっています。身近な生活課題に対応していくためには、地域においてお互いに思いやりを持って支え合う意識を高め、市民と行政の協働による地域福祉活動を進めていく必要があります。このことから、町内会や福祉団体、民生児童委員活動を支援するとともに、ボランティア活動に参加する人材の育成と確保に努め、地域福祉活動の充実を図る必要があります。

基本事業とねらい

① 地域福祉活動の充実

社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉活動を担う福祉団体や町内会の活動を支援するとともに、地域の相談窓口である民生児童委員活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

② 地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会と連携した福祉学習の推進や啓発活動により、地域においてお互いに思いやりを持って支え合う意識を高めるとともに、ニーズや地域課題に対応するボランティア活動に参加する人材の育成と確保に努めます。

□ 1-5 (健康)

心身ともに健康で暮らせるまちづくり

目 標

「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、市民自らが主体的に健康づくりや疾病予防に取り組むことができるよう、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進し、生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるまちを目指します。

現 状 と 課 題

人生100年時代を迎えるにあたり、健康寿命を延伸し、自分らしい生活が維持できるよう、健康づくりや疾病予防の対策強化が求められています。

本市においても健康すながわ21(第2次)を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置きながら、市民が生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるまちの実現に向けた健康づくり活動に取り組んできました。

この取り組みにより、国保特定健診の受診率は少しずつ向上し、重症化予防対象者の早期発見につながるなど、生活習慣病の予防に重点を置いた活動を推進することができています。

がん対策については、「がん対策推進条例」を制定し、関係機関連携のもと、啓発事業や将来の胃がん予防に向けたピロリ菌対策への取り組みを実施してきましたが、がん検診の受診率は低率で推移しています。

健康づくりや疾病予防の対策は、健診を入り口として自分の身体の現状を知ることから始まるため、さらなる健(検)診の受診率向上に向けた取り組みが必要です。

さらに国保加入者以外や、健(検)診対象前であるより若い年代からの予防活動も重要であり、ライフステージに応じた健(検)診体制の充実を図るとともに、個々の努力に加え、それを支える地域での健康戦略や環境の整備、幼少期からの教育などへの取り組みも必要です。

基本事業とねらい

① 健康づくり・疾病予防の推進

生活習慣病の発症予防・重症化予防を重点に、ライフステージに応じた健（検）診体制の充実と、市民一人ひとりが主体的に食や運動などの健康づくりや疾病予防に取り組むことができるよう、保健指導の充実や学習機会の拡充など、環境整備に努めます。

□ 1-6 (医療)

安心して医療を受けることができるまちづくり

目 標

多様化する医療ニーズに応えるため、中空知医療圏における医療機関の病床機能の分化や連携を推進するとともに、地域医療を守るための取り組みを通して、市民が住み慣れた地域で適切な医療を安心して受けることができるまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の医療は、2病院5診療所のほか、歯科・薬局・介護施設などが担っていますが、市内には慢性期や回復期の病床はありません。また、診療所も少ないことから、国や北海道が推し進める医療の機能分化を進めるとともに、連携ネットワークシステム（砂川みまもりんく、そら-ねっと）などの利活用により、市外の医療機関などとも連携・協力し合い、中空知二次医療圏全体で治し、支える「地域完結型医療」を目指した取り組みを進めてきました。

そのような中、この地域では、住民の大病院・専門医志向や市内及び周辺の医療環境の変化などを背景に、市立病院に患者が集中し、医師をはじめとした医療従事者の疲弊が問題となっています。

「いのちをまもり、医療をまもる」ためには、住民、民間企業、行政、医療従事者それぞれが協力・理解し合い、少しずつ、できることから取り組む必要があります。

こうした課題に対し、高度急性期・急性期医療や専門医療を担う病院と地域の診療所の連携強化や、在宅医療機能の強化、また、医師を含む医療従事者の確保を図りながら、適正受診やかかりつけ医の普及啓発に取り組むなど、あらゆる「地域医療をまもる取り組み」を行う必要があります。

市立病院事業については、診療報酬制度などの外的要因や、多額の企業債償還、建物の経年による維持管理費の増加など、厳しい病院経営が予想されますが、引き続き、地域に必要な医療を提供するため、組織基盤の強化と経営基盤を安定させていくことが必要です。

基本事業とねらい

① 地域医療体制の推進

市民が安心して医療を受けることができるよう、中空知医療圏で完結する医療体制の構築に向け、病床機能の分化や医療機関相互の役割分担・連携を推進します。さらに休日及び平日夜間などの救急患者に対する適切な医療体制を確保するなど、地域医療体制の推進を図ります。

② 市立病院事業の充実

市立病院が地域で担うべき医療を提供できるよう、関係機関が協力し理解し合うことで、診療体制の維持と医療従事者が働きやすい組織基盤の強化、経営基盤の安定を図ります。

□ 1-7 (社会保障制度)

社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり

目 標

社会保障制度の健全な運営に努め、経済的な自立の支援や相互扶助により、誰もが安心して生活できるまちを目指します。

現 状 と 課 題

少子高齢化の進行は医療保険、介護保険などの社会保障制度に影響を及ぼしており、市民生活に対しても給付や負担の面において波及しています。

低所得者福祉については、就労が困難な高齢者や障がい及び傷病に起因する生活困窮者が増加傾向にあることから、適切な相談・調査により、早期かつ包括的に生活に困窮する者を把握し、最低生活を保障するとともに、自立した生活に向けた支援に取り組む必要があります。

また、社会保障を必要とする際に、誰もが必要な保障を受けられ、安心して暮らすことのできるよう、社会保障制度の健全な運営に努める必要があります。

基本事業とねらい

① 低所得者福祉の充実

最低生活を保障するとともに、生活に困窮する低所得者に対し、安定した生活を送ることができるよう、相談・支援を行い、自立の促進を図ります。

② 地域保険の推進

将来にわたって安心して医療を受けることができるよう、医療費の適正化を図り、地域保険の健全な運営に努めます。

③ 介護保険制度の円滑な推進

介護や支援を必要とする市民が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、介護保険制度の安定的な運営や適正な介護基盤の整備に努めるとともに、介護保険サービスが必要な市民に適切に提供されるよう制度の普及啓発に努めます。

(生活環境・防災)

◆ 2 安全でやすらぎのあるまち

□ 2-1 (循環型社会)

循環型社会の形成を推進するまちづくり

目 標

廃棄物の適正処理を進めるとともに、排出を抑制する取り組みやリサイクルに努め、循環型社会の形成を推進するまちを目指します。

現 状 と 課 題

地球規模での環境問題がクローズアップされる中、環境への負荷が少ない循環型社会への移行が強く求められています。

本市でも、紙類を資源として回収する取り組みを実施するなど、分別収集による廃棄物の適正処理や、資源ごみの団体回収奨励によってリサイクルを推進し、ごみの減量化に努めています。しかし、分別・排出のルールが十分に浸透していないことから、様々な手法で、ごみの減量化への関心を高めるとともに、今後も循環型社会の形成をより一層推進するため、廃棄物の排出を抑制する取り組みや再利用の促進など、新たな課題に対応していく必要があります。

廃棄物の中間処理や焼却処理は、広域の市町で運営するクリーンプラザくるくる、中・北空知エネクリーンで行っていることから、今後も関係市町との連携を強化し、対応していく必要があります。

また、一般廃棄物最終処分場の老朽化に伴う施設・設備の改修や修繕についても計画的に進める必要があります。

基本事業とねらい

① ごみの減量化とリサイクルの推進

ごみの分別排出の徹底を図り減量化を推進し、処理施設の適切な維持管理により廃棄物の適正処理に努めるとともに、リサイクルによる廃棄物の排出抑制に取り組み、循環型社会の形成に努めます。

□ 2-2 (衛生環境)

衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり

目 標

生活環境の美化や公害の防止などにより、誰もが衛生的で快適に暮らすことができるまちを目指します。

現 状 と 課 題

地域の環境美化活動は、衛生組合や町内会などの団体が連携して実施している河川清掃や飛散ごみ回収のほか、個人や事業所によるボランティア活動など、様々な形で実施されていますが、今後も多くの市民が関心を持ち、活動に参加するよう取り組みを進めていく必要があります。

墓地については、少子高齢化や核家族化など、社会構造の変化により、お墓の維持管理が困難となる市民に対応するため、合同墓を整備しており、今後も適切な維持管理を進める必要があります。また、火葬場（吉野斎苑）は広域の市町で運営していることから、維持管理については今後も関係市町との連携を図り、対応していく必要があります。

公害対策については、市民の健康の保持と生活環境の保全を図るため、河川の水質検査や自動車の騒音調査などを定期的実施し、公害を未然に防止するよう指導・助言を行う必要があります。

基本事業とねらい

①生活環境美化の推進

市民主体の環境美化活動を推進し、公衆衛生の向上及び環境美化を推進します。

② 墓地・火葬場の環境整備

墓地及び火葬場を適正に管理し、利用しやすい環境づくりに努めます。

③ 公害防止の推進

公害を未然に防止するための調査及び必要な指導・助言を行い、市民の健康の保持と生活環境の保全を図ります。

□ 2-3 (環境保全)

地球環境に配慮したまちづくり

目 標

市民とともに地球環境への負荷を軽減するための意識を持つとともに、省エネルギーや低炭素型製品の活用を推進することで、環境に配慮したまちを目指します。

現 状 と 課 題

経済活動やライフスタイルの変化などに起因する地球温暖化などの進行により、地球環境問題が深刻化する中、環境保全に関する国際的な取り組みが進んでおり、地域における役割や責任も重要になっています。

本市では、砂川市地球温暖化対策職員行動計画を策定し、市の関連施設において二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減を目標に、電気や燃料の使用量削減などの取り組みを進めています。今後も温室効果ガスの排出削減に向け、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

また、私たち市民一人ひとりが自ら環境問題の当事者であるという意識をもち、省エネルギーや低炭素型製品を活用するなど、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

基本事業とねらい

① 地球温暖化防止の推進

地球温暖化の防止に向け、市が率先してエコの取り組みを進めるとともに、企業や家庭における省エネルギー行動の促進に努めます。

□ 2-4 (安全生活環境)

安全で安心な市民生活を支えるまちづくり

目 標

市民・行政・各種団体などが連携・協力し、交通安全意識や防犯意識を高めることで、地域の安全と安心が守られた住みよいまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市では、交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にあります。しかし、まちの中心部を国道 12 号が南北に縦貫し、その他にも道道などの幹線道路が整備されているため、通過交通量が多く、交通弱者である子どもや高齢者が犠牲となる交通事故や、高齢化の進行に伴う高齢運転者による交通事故の増加などが懸念されます。

今後は、警察や交通安全推進委員会などと連携・協力し、交通安全運動や交通安全教室の開催を通して、交通安全に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。

防犯についても、窃盗犯や住居侵入などの刑法認知件数は減少傾向にあります。市民相互の連帯意識が希薄化していることから、警察や防犯協会などと連携・協力して、青色回転灯装着車両による市内パトロールなどを実施することで、市民の防犯意識の向上を図るとともに、防犯灯の適切な設置及び維持する団体を支援し、安全で住みよい地域社会を築くことが必要です。

消費者対策については、悪質商法や特殊詐欺の犯罪手口の巧妙化、成人年齢の引き下げによりトラブルに巻き込まれる世代が増えてくることが懸念されるなど、消費者を取り巻く環境が変化する中、今後も情報提供や相談支援体制の充実を図り、消費者被害の未然防止に努める必要があります。

基本事業とねらい

① 交通安全の推進

交通安全教室の開催や警察など、関係機関・団体と連携した活動を通し、交通安全意識を高め、ていくとともに、危険箇所などに歩道や信号機などの交通安全施設の設置に向けた取り組みに努めます。

② 防犯活動の推進

防犯協会など、関係機関・団体と連携して適切な情報を市民に提供し、防犯意識の向上に努めるとともに、防犯灯の適正な設置・維持を支援し、夜間における犯罪の防止を図ります。

③ 消費生活の安定

被害やトラブルを未然に防止するため、市民が正しい知識を身につけられるよう、情報提供に努めるとともに、相談体制を充実し、消費生活の安定を図ります。

□ 2-5 (消防・救急)

消防・救急体制の充実したまちづくり

目 標

市民の尊い生命、身体及び財産を守るため、消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、応急処置などの普及啓発や防火に対する意識を高め、市民が安心して生活できるまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の消防・救急業務を行っている砂川地区広域消防組合は、本市、奈井江町、浦臼町に平成24年(2012年)から上砂川町が新たに加わり、1市3町の広域体制となっています。火災に関しては市民の防火・防災意識の向上によって、本市の出火率(人口に対する火災発生率)は全国平均・全道平均を下回り、また、組合構成市町の相互連携により、初動体制は充実し、地域の消防力は強化されています。しかし、被災者の高齢化に伴い、懸念される逃げ遅れなどの人命被害増加を抑止するとともに、近年多発する大規模な災害に対応できる体制を構築して、市民が安心して生活できる環境を整えることが求められます。

そのため、消防水利などの施設や消防車両、専用資機材を計画的に更新し、消防体制の維持・強化に努める必要があります。

さらに、多様化する想定外の災害へ対応できる高度な知識・技術を習得した消防隊員を育成するとともに、災害の内容や規模が過去の事例とは変化してきていることを市民へ広く啓発することにより、官民一体となって地域の災害対応力を向上させる必要があります。

救急業務については、市民の高齢化と密接した現況であり、救急件数は対人口比で増加傾向が継続する見込みで、需要は増大しています。今後さらに進行する高齢化社会に対応できる救急体制を構築するため、救急サービスを多角的に捉え、関係機関との連携を強化し、救急活動におけるハード・ソフト両面の整備を図っていく必要があります。

基本事業とねらい

① 火災予防の推進

市民及び事業主に対し防火意識の向上を図り、家庭・職場・行政が一体となった火災予防体制の充実を図ります。

② 消防体制の充実

発生する災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防施設などの更新・強化を行い消防体制の充実を図ります。

③ 救急体制の充実

高齢化社会に対応し、市民の尊い生命を救うため、救急体制の充実化を図ります。また、救命講習のさらなる普及・拡充並びに高度救命処置技術を持った救急救命士の育成を図り、市民から消防隊員、救急隊員から病院への救命連鎖の確立に努めます。

□ 2-6 (地域防災・減災)

防災・減災に対応したまちづくり

目 標

市民の生命と財産を守るため、効率的で効果的な施設整備などにより、災害リスクの軽減を図るとともに、市民の防災意識の向上を図り、自主的な防災活動を促進し、市民主体の取り組み強化による防災意識の高いまちを目指します。

現 状 と 課 題

国により特定非常災害に指定される大規模災害が毎年発生し、自然災害の規模はこれまでに経験したことがない、新たなステージに突入していると言えます。広範囲で大規模な災害が発生すると、全てを公助（砂川市、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）により対応するには限界があることが叫ばれている。一人でも多くの命を救うためには、これまでの「行政主導による防災対策を強化する」という方向性を抜本的に見直し、市民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政がそれを全力で支援する“市民主体の取り組み強化による防災意識の高いまち”の構築が求められています。

そのため、地域における情報伝達系統や避難・援助方法などをあらかじめ定めた自主防災組織の設立・育成を図るとともに、関係機関との連携のもとに、地域ぐるみでの多様な防災訓練や、防災・減災に関する知識を身につける啓発活動を継続して実施することが必要です。

また、自然災害を防止するための施設整備については、道路事業、雨水整備事業及び農業用排水路整備事業などにより、効率的で効果的な浸水防止対策を図るとともに、国や北海道に対し内水排除施設などの河川施設整備や山地災害対策事業の実施について要望していく必要があります。

基本事業とねらい

① 防災意識の向上

防災知識の周知や防災訓練への積極的な参加を促し、市民の防災意識を向上させ、災害に強いまちづくりに努めます。

② 地域防災力の向上

自主防災組織を育成して地域における情報伝達系統や避難・援助体制を確立し、地域防災力の向上を図ります。

③ 災害を防ぐ施設整備の推進

自然災害を未然に防止するため、浸水対策及び山地災害対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

(教育・文化・スポーツ)

◆ 3 豊かな心と学ぶ力を育むまち

□ 3-1 (生涯学習)

生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり

目 標

豊かな人生を送ることのできるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学ぶことができ、学びの成果を適切に活かすことのできるまちを目指します。

現 状 と 課 題

教育を取り巻く社会情勢が刻々と変化する中、市民一人ひとりが生きがいを持ち、より豊かな人生を送るため、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所で学習ができ、その成果を社会の中で活かすことのできる生涯学習社会を実現していくことが求められています。

そのため、生涯学習に関する情報提供の手段拡大や提供内容の充実を図ることにより、学びを支援して個人の成長につなげていきます。また、社会的・地域的な課題解決や市民一人ひとりのニーズに対応した学びをより啓発していくことのほか、学んだ成果が発揮できる場を構築していくことが必要です。

さらに、生涯学習を実践している活動団体に対して、継続的に支援を行っていくとともに、新たな人材の発掘、育成、活用を図り、生涯学習社会を推進していく必要があります。

基本事業とねらい

① 生涯学習の推進

社会や地域の変化に伴って直面する課題の解決や地域活性化につながる学びのきっかけづくりを進め、その成果を活用できる場を提供し、持続的な学びと活動の循環につながるよう、情報提供や体制づくりを推進します。

□ 3-2 (学校教育)

子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり

目 標

子どもたちがこれからの社会を生き抜き新たな未来を拓くために、確かな学力、豊かな心、健やかな心身を育み、生涯にわたって学ぶ力を身に付け可能性を広げていく、教育の充実したまちを目指します。

現 状 と 課 題

グローバル化、高度情報化が急速に進展し予測が困難とされる社会においては、これからの社会を生き抜き、新たな未来を拓くための「生きる力」を育む教育の一層の推進や、生涯にわたって学び、活躍し続ける力を身に付けていくことが求められています。

地域との連携においては、教育課題へのより効果的な対応や持続可能な地域の発展のために、目標やビジョンを地域と共有し、連携・協働しながら、子どもたちを育む地域とともにある学校づくりが重要となっています。

本市においても、主体的・対話的で深い学びの実践により、確かな学力、豊かな心、心身の健やかな成長など、「生きる力」を育むとともに、郷土を誇りに思い地域を支え輝く人材の育成を地域と一体となって進める必要があります。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が増加する中、早期からの一貫した支援に向け、特別支援教育への理解促進や専門性の向上、体制整備など、特別支援教育の充実を図る必要性も増しています。

小中学校における教育環境については、児童生徒数の減少から学校の小規模化が進行する中、多様な学習機会や様々な個性に触れ切磋琢磨できる集団的な教育環境の確保、公平な教育環境整備が難しくなりつつあり、学校規模を標準化させることを基本とした適正配置は必要かつ急務な状況にあります。さらに、教育課題に対応し、より効果的な教育活動を一貫して推進していくためには、小中一貫教育の導入を図ることも必要となっています。

基本事業とねらい

① 確かな学力を育む教育の推進

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力などの学ぶ力を育成するため、児童生徒の「学びに向かう力」、「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」をバランスよく育む教育を推進します。

② 豊かな心を育む教育の推進

学校における道德教育の充実を図るとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るための連携体制や相談機能の充実を図ります。また、不登校児童生徒への適切な支援に努めます。

③ 健やかな体を育む教育の推進

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、望ましい生活習慣を形成し、体力・運動能力の向上を目指します。また、学校給食などを通して食育などの健康教育の充実を図ります。

④ 地域とともにある学校づくりの推進

学校、家庭、地域が「どのような子どもを育むのか」という目標を共有することで連携・協働し、目標の実現を図るため、コミュニティ・スクールの導入・活用を推進します。

⑤ 特別支援教育の推進

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、社会の中で生きる力を育む教育を推進します。

⑥ 教育環境の充実

安全で安心な学習環境の維持に必要な学校施設の修繕などを推進し、学習指導要領に沿った設備・教材などの整備を図ります。また、砂川高校は、在学中の資格取得、進路実績の向上、部活動の活発化などに向けた助成を行うことで魅力ある学校づくりの支援に努めます。

⑦ 学びにつなげる支援の推進

義務教育を円滑に受けることができるよう、就学時健康診断を適切に実施するとともに、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の世帯に対する必要な支援に努めます。

⑧ 小中学校の適正配置の推進

児童生徒の減少傾向が続いていることに鑑み、適正な学校規模を確保するとともに、小中一貫教育など効果的な教育の推進により、子どもたちの健やかな成長と豊かな学びのあるより良い学校づくりを目指し、小中学校の適正配置を進めます。

□ 3-3 (社会教育)

地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり

目 標

公民館や図書館の拠点機能を活かし、多世代を対象とした様々なことを学ぶきっかけづくりを推進するとともに、市民相互のつながりの形成を図り、学びと活動が好循環する環境の充実したまちを目指します。

現 状 と 課 題

地域は、家族形態の変容や人とのつながりが希薄化することで、社会的孤立が拡大するなど、様々な社会的・地域的な課題に直面しています。その課題解決に向けた個人の学習ニーズや、社会の要請に基づいて広く行われる教育の充実は、これからの地域社会において重要なものになっています。

そのため、社会教育施設の拠点として公民館における多様な学びのニーズに対応した学習プログラム及び講座などの充実、図書館における家庭・学校・地域と連携した効果的な読書活動の機会の提供、子育てを支援する家庭教育の充実、子どもたちを見守り育てる青少年健全育成活動の充実を図る必要があります。

基本事業とねらい

① 公民館における学習活動の推進

地域の交流の場であり、学習活動や地域づくりの中心的施設である公民館で、施設機能を十分に活かし、地域や社会的な課題解決、多様な教養などを誰もが学習できる機会を提供することにより、市民一人ひとりが主体的に学びあえる環境の充実に努めます。

② 読書活動の推進

家庭・学校・地域・市が相互に連携し、その実情に応じて効果的・計画的に読書活動の機会を提供することにより、様々な機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるように努めます。

③ 家庭教育支援の充実

家庭教育は全ての教育の出発点であるという重要性を認識し、子育てに関する悩みや不安解消につながる学ぶ機会や情報の提供に関する内容の充実に努めます。

④ 青少年健全育成活動の充実

学校、家庭、地域住民などがお互いに連携・協力し合い、子ども達の安全で安心な居場所づくりや地域で子どもを見守り育てる環境づくりを進めるとともに、ボランティア活動への参画を促進するなど、青少年健全育成活動の充実に努めます。

□ 3-4 (芸術・文化・文化財)

文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり

目 標

市民が芸術文化活動に親しみ、創造・発信する場を確保するとともに、文化財や郷土資料の適切な保存・継承などを推進することにより、心豊かで活力のある生活が享受でき、市の歴史や文化にふれる機会が確保され、郷土を尊重する心が育まれるまちを目指します。

現 状 と 課 題

地域交流センターを拠点に、芸術文化団体への支援を行うことで、市民の関心が高まり、市民が主体的に活動を行うなど、鑑賞や発表機会の充実や、新たな文化創造も醸成されてきています。

また、郷土資料については、適切な管理を行うとともに、郷土資料室特別展において活用するほか、指定文化財第1号である「街頭もちつき」の保存及び活用などへも支援を行い、郷土への誇りを高める機会の充実を図っています。一方、高齢化の進展により、芸術文化団体の構成員及び活動の減少が進んでいる現状にあります。

そのため、芸術文化団体の活動状況を広く情報発信することによる人材の確保や活動の活発化、新たな活動団体の創出のための支援の実施のほか、より多くの市民の協力を得て、郷土資料の新たな発掘や整理にも取り組む必要があります。

基本事業とねらい

① 芸術文化活動の充実

芸術文化の創造・発展、次世代への継承が行われ、市民に充実した芸術文化活動の参加機会が提供されるよう支援を行い、創造的で活力のある、心豊かな社会の形成を図ります。

② 文化財の保護、郷土資料の保存・活用の充実

貴重な文化財を守り伝えるため、保護を図るとともに、市民の協力を得て郷土資料を保存・活用し、市民が文化財や郷土資料に親しむことのできるような環境づくりに努めます。

□ 3-5 (スポーツ)

スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり

目 標

スポーツ施設を適切に管理し、スポーツに取り組む環境を整備するほか、少年スポーツや高齢者、障がい者のスポーツへの取り組みを推進し、健康的で生きがいのあるまちを目指します。

現 状 と 課 題

近年、スポーツの役割は、競技能力の向上を目指すだけでなく、健康づくりや、障がい者のリハビリ、地域のコミュニケーションの活性化、生きがいの創出、子どもの教育の場といった生涯学習の目的が重視されています。

本市では、人口が年々減少傾向にあり、次世代のスポーツの担い手が少なくなることが懸念されています。そのため、経年劣化による施設の修繕を適宜行い、利用者やスポーツ団体がスポーツやパラスポーツに参加しやすい環境づくり推進します。また、少年スポーツへの取り組みの継続のほか、高齢者や障がい者向けのレクリエーションの充実や、健康づくりのための施設利用など、これまでスポーツをしていない新たな層に働きかけることで、市民一人ひとりのスポーツに対する関心を高める必要があります。

基本事業とねらい

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

関係団体と連携し、高齢者や障がい者向けのレクリエーションの充実や、少年スポーツへの支援を継続するとともに、健康づくりのための施設利用など、これまでスポーツをしていなかった新たな層への働きかけを図ります。

② スポーツ環境・施設の整備の推進

スポーツ施設の設備を適切に管理し、利用者やスポーツ団体がスポーツやパラスポーツに利用しやすい環境づくりに努めます。

(産業振興)

◆ 4 活力にあふれにぎわいのあるまち

□ 4-1 (農林業)

安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり

目 標

担い手の育成や確保と農業基盤の整備を推進し、スマート農業により作業効率を上げ、生産性を高め、農業経営の安定化を図るとともに、地域の特性に応じた森づくりを進めるまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の農業は、地域経済を支える重要な基幹産業となっています。主要農作物は米を中心に、玉ねぎ・トマト・キュウリの生産が好調で、広く市場に受け入れられ「砂川ブランド」としての評価が高まっており、今後の生産性向上と販路拡大が期待されています。

しかし、一方では、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や有害鳥獣による農業被害、さらには、輸入農畜産物の増加により価格の低迷や資材などの生産コストの上昇による農業所得の低下などの問題が表面化しています。さらに、安全で安心な食の確保や環境保全に配慮した取り組みが一層求められるなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化しつつあります。

この現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営体と担い手の育成、新規就農者の確保及び有害鳥獣対策の強化を図る必要があります。

また、効率的で安定的な農業経営体を形成するためには、農地の生産効率を高める基盤整備に加え、スマート農業の導入などにより労働力を効率化する省力化、疲労・労力を軽減する軽労化を進める取り組みが必要です。

加えて、農業者が農畜産物の生産だけではなく、製造・加工や流通・販売を一体的に行うことで、新たな付加価値を生み出す6次産業化の取り組みを推進し、新しい農業の展開を図る必要があります。

森林については、森林所有者など的高齢化や林業に対する意識の低下から適切な保育や間伐などの整備が進まず、森林の持続的な整備・保全が危ぶまれる状況となっています。

そのため、森林環境譲与税を活用し林業や木材産業などの発展を促すとともに、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を維持していくために、森林の必要性や重要性を市

民に理解してもらい取り組みを進めながら、地域に応じた望ましい森林の姿へ誘導を図る必要があります。

※ 表記中の「農畜産物」には、酪農により生産される生乳も含む。

基本事業とねらい

① 農地などの基盤整備の推進

担い手が効率的な農作業を行い安定的な生産を行うため、圃場整備や用排水施設整備などの生産基盤整備を推進します。

② 担い手の確保と育成支援

離農や後継者不足による担い手の減少を解消するため、新規就農希望者の発掘と担い手の確保を図るとともに、農業担い手育成センターを活用し育成支援に努めます。

③ 農地の流動化による効率的な農業の推進

農地の流動化により担い手へ集積することで、優良農地の保全と確保を行い、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、農地を効率的に活用できる体制整備を進めます。

④ 農業経営の安定

農業生産活動を支援し、農畜産物の生産性を高めるとともに、スマート農業の導入などにより労働力を効率化する省力化や疲労・労力を軽減する軽労化を進めることで農業経営の安定を図ります。併せて、農畜産物などの加工販売や直接販売などの経営の多角化や6次産業化の取り組みを推進します。

⑤ 農村環境の保全

農作物の生産はもとより、水田や畑が雨水を一時貯蔵し徐々に流すことによる洪水の防止や軽減、水資源かん養、景観保全などの農業・農村が持つ多面的機能を維持し発揮できるように、農村の持つ資源の保全を推進するとともに、有害鳥獣対策の強化を図ります。

⑥ 森づくりの推進

水資源のかん養、自然災害の防止及び地球温暖化の防止など、森林が持つ多面的機能を発揮させるため、森林整備計画に基づいた森づくりや森林経営管理制度を活用した整備を推進します。

□ 4-2 (商工業)

商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり

目 標

市民の生活を支えにぎわいを創出するとともに、地域経済の安定と雇用を確保するため、市民ニーズに応える訪れたいくなる商店、経営強化された企業や優良な新企業が立地するまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の商業は、人口減少や大型ショッピングセンター、インターネット通販サイトの利用などによる消費行動の多様化や消費者ニーズの変化などの様々な要因により、商店街の利用者が減少しています。加えて経営者の高齢化、後継者不足に伴う廃業による市内事業所数の減少により、中心市街地の活力が低下している状況です。

商店街は地域コミュニティの担い手として、地域住民の生活の利便を高める重要な役割がありますが、廃業などにより商店街の空洞化が深刻な状況にあることから、市民の生活基盤となる場として再生させるため、駅前地区に整備される施設との連携を図り、中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

これまでは、異業種間の連携や交流を図り、地域資源や地域産業を活かした製品づくり、共同研究などを通して、地域産業を活性化させるまちづくりを推進してきました。この取り組みをより充実させるために、地域ブランドを確立し、販路開拓と売上拡大を図ることで、地域経済の活性化を推進していく必要があります。

工業は、若年者の地元定着促進や、地域の経済、雇用に大きな役割を果たすことから、新規企業の誘致に努めるとともに、既存企業の更なる発展を促進することにより、雇用の場の確保と地域の経済活性化を目指す必要があります。

そのため、企業への優遇措置や本市の利便性のPRなど、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、既存企業の活性化、起業の促進などを行う必要があります。

基本事業とねらい

① 中小企業の経営安定化

商工会議所など関係団体との連携を図り、経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援などにより、中小企業の経営基盤の安定強化と企業体質の改善を図ります。

② 商店街の活性化

商工会議所など関係団体との連携を図り、空き建築物を活用した創業や事業承継に取り組み、消費者のニーズに対応した商業環境の整備を図り、本市のにぎわいの基盤となる誰もが立ち寄りたくなる魅力的で活力ある商店街の活性化を進めます。

③ 企業立地の促進

新たな企業の誘致活動に努めるとともに、事業拡大などが図られるよう既存企業に対する支援策を充実し、更なる雇用の場の創出と地域経済の活性化を図ります。

④ 地域ブランドの確立

異業種連携をさらに進め、地域資源を活かした地域イメージのブランド化を図ることで、地域の情報や商品などだけではなく地域の物語を地域外でPRすることにより、地域経済の活性化を図ります。

□ 4-3 (労働環境)

安心して働くことができるまちづくり

目 標

全ての労働者が健康で豊かな生活を送ることのできる労働環境の充実を図り、安定的な労働力確保を目指します。

現 状 と 課 題

本市の労働環境は、若年者の市外流出、高齢化率の上昇により、人手不足が深刻化している状況にあります。若年労働者の地元定着や女性労働者の地位向上など、生産年齢人口の増加と定着化へ向けた対応や、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる労働環境の確保が課題となっています。

労働者の増加と定着化を図るため、平成28年(2016年)度から砂川高校と連携し、砂川高校生へ向けた市内企業の知名度向上や、仕事のミスマッチを防ぐことを目的とした事業を実施しています。平成30年(2018年)度卒業生の市内就職率は23.6%と過去5年で一番高い就職率となり、事業実施による一定の効果があったと考えられ、今後も砂川高校と連携を深めながら、効果的な事業を継続していく必要があります。また、雇用側である企業の基礎体力の強化と福利厚生の実施を図ることは重要であり、引き続き、市内企業への支援策の充実を図ります。さらに、不足する労働力を確保するため、外国人労働者の受け入れ態勢の整備も検討していく必要があります。加えて、すべての労働者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、労働時間の見直しや休暇取得の推進など「働き方改革」に対応するための情報提供を行っていく必要があります。

基本事業とねらい

① 雇用の安定

若年者の地元定着を推進し、将来の地域を担う労働力の確保を図ります。また、地域の日常生活に密着した就業機会を提供し、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、高齢者の生きがいと社会参加の促進に寄与している砂川市シルバー人材センターへの支援を継続し、高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる労働環境の確保を図ります。

② 労働環境の充実

働きやすい労働環境の推進や労働者福祉の充実を図るため、多様化する働き方に対応することができるよう啓発活動に努めるとともに、共済会制度などを通して、労働者が安心して働くことができる環境づくりを進めます。

□ 4-4 (観光)

観光の振興で魅力あふれるまちづくり

目 標

多彩な観光資源を活かし、多くの観光客が訪れる魅力的なまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市には、道央自動車道砂川サービスエリアに隣接する砂川ハイウェイオアシス館、北海道子どもの国やすながわスイートロードなどの観光拠点があり、年間160万人を超える観光客が訪れています。これは、砂川ハイウェイオアシス館の改修や環境整備によって入館者が増えたことや、やすながわスイートロードが官民一体となった様々な取り組みを通じて広く浸透したことが大きく影響しており、観光入込客数は空知管内で上位となっています。

また、着地型観光を推進するため、新たな資源の掘り起こしを行い、「体験型観光」や「おもてなし観光」の取り組みと広報の充実を図っています。

しかし、観光入込客数の約7割が砂川ハイウェイオアシス館の来館者であることから、観光客が砂川SAスマートインターチェンジを通過し「まちなか回遊」につなげられるよう、砂川オアシスパークの利活用やすながわスイートロードなどの観光資源を活かした受け入れ態勢の整備を行う必要があります。

さらに観光PRとして、インターネットによる国内外への情報発信、観光パンフレットによる魅力発信の充実、雑誌、テレビなどマスメディアを活用した効果的な広告宣伝を行う必要があります。

基本事業とねらい

① 魅力ある観光の推進

観光資源を活かした、魅力のある観光振興を推進します。

② 観光客誘客の推進

魅力ある観光資源の発信と、受け入れ態勢の充実により観光客の誘客を図ります。

□ 4-5（市街地賑わい）

まちなかに賑わいをもたらすまちづくり

目 標

市内中心部に位置する駅前地区整備を契機とした、持続的に賑わいがあふれるまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市はこれまで、中心市街地の活性化を目的に、世代間交流や参加型文化創造事業を通じて、市街地に交流と賑わいをもたらす場として地域交流センターゆうを設置しました。また、安心した医療サービスを受けられる場として、市立病院の改築により暮らしやすいまちづくりを実現してきました。しかし、市内中心部に位置する商店街では、商圈人口の減少と消費者ニーズや消費行動の多様化、経営者の高齢化と後継者不足といった要因を背景に空き店舗が増加し、市民の実感としては、中心市街地の活性化が図られたという認識には及んでいないのが現状です。

そのため、市民が気軽に訪れ、周辺へにぎわいを波及させることができるように、市民の意見を聞きながら、賑わい創出に寄与する施設を駅前地区に整備することによって、地域経済を活性化させて中心市街地の賑わいを図っていく必要があります。

基本事業とねらい

① まちなかの賑わい創出

市民の意見を伺いながら、賑わい創出に寄与する施設整備を行うことで、中心市街地の活性化を図ります。

(都市基盤)

◆ 5 自然と調和した快適で住みよいまち

□ 5-1 (道路環境)

安全で快適な道路環境が整ったまちづくり

目 標

市内道路の効率的で効果的な施設整備を行い、車両や歩行者の通行を円滑にし、安全で快適な道路環境を目指します。

現 状 と 課 題

道路や橋梁は、都市機能の基盤となるものであり、生活や産業を支える機能や防災・公共空間としての機能など、多様な機能を有しているとともに、地域間交流を促進し、地域の活性化にも重要な役割を担っています。

本市の道路網は、広域幹線として南北を縦貫する国道12号及び道央自動車道と道道、市道が結ばれて形成されていることから、道路交通の利便性が高く、幹線道路の交通量は非常に多くなっています。

今後は、生活道路の再整備や補修事業を合わせた効率的で効果的な整備を行うなど、長寿命化に配慮した計画的な事業実施が必要であり、道路状況にあわせた対応も重要です。

また、街路灯については、老朽化や水銀灯の製造が禁止になることなどから、街路灯のLED化に向けた計画的な整備・更新が必要です。

道路の維持管理については、老朽化した道路・橋梁などの計画的で効率的な補修や修繕を行う必要があります。

除排雪事業については、冬期間の安全で円滑な通行を確保することが重要です。近年、高齢化に伴う市民ニーズの高まりや担い手不足、除雪機械の老朽化による更新などが課題であり、維持・継続できる除排雪体制が必要です。

基本事業とねらい

① 道路改築事業の推進

歩行者及び車両が安全で円滑に通行できるよう、道路施設の整備を計画的・効率的に推進します。

② 道路施設の維持・修繕と長寿命化の推進

道路や橋梁を将来的にも維持していくため、計画的な補修・改修による施設の長寿命化を推進し、適切な道路施設の維持管理に努めます。

③ 冬期間の安全な通行の確保

除排雪などの体制を維持し、冬期間の安全な通行の確保に努めます。

□ 5-2 (交通環境)

利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり

目 標

市内外へ円滑に移動するための道路施設の整備や鉄道・バスなどの交通手段を維持、確保することで、交通環境が整ったまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市は、国道12号及び道央自動車道、JR函館本線が縦貫しており、札幌市や旭川市などの都市間を結ぶ道路網や鉄道、バスといった公共交通機関が整備されています。

国道12号では、中心市街地において国による無電柱化事業が着手されており、災害時には、より安全な通行の確保が期待されます。

市町村間を連絡し国道を補完する重要な幹線である道道砂川奈井江美唄線では、冬期間における安全な通行を確保する道路拡幅・線形改良事業が進められており、早期完成が望まれていることから、関係機関へ事業促進の要望が必要です。

バスについては、国道と道道のみを運行しており、市内に多くの交通空白地域が存在していることから、予約型乗合タクシーを運行することで、交通空白地域の改善を図るなど、各交通機関が連携、補完、代替など、役割を担った運行をしています。

高齢者などの移動手段として、鉄道やバスなどの交通機関の担う役割は今後も重要となる一方、人口減少などにより交通機関の利用者は減少しており、一部のバス路線と予約型乗合タクシーには、交通事業者に収支不足の補填や運行経費の補助を行いながら、運行を維持している状況にあります。

今後は、交通事業者や関係機関との連携・協力のもと、運行の効率化や利便性を確保し、日常生活に欠かすことのできない交通手段を、将来にわたって維持・確保する必要があります。

また、地域の交通拠点であるJR砂川駅については、設備改善による利便性向上の実現に向け、鉄道事業者への働きかけなどの取り組みを継続していく必要があります。

基本事業とねらい

① 広域幹線道路の整備促進

近隣のまちへ迅速かつ快適に移動することができるよう、広域幹線道路の改修・整備を促進します。

② 公共交通の利便性の向上と確保

市民生活を支える公共交通の維持確保に取り組むとともに、利用促進に向けた利便性の向上と情報発信に努めます。

□ 5-3 (住環境)

安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり

目 標

多様な住まい方に応じた良質な住環境づくりを促進し、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちを目指します。

現 状 と 課 題

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、住まいや住環境を取り巻く状況は変化しており、今後も世帯規模や住まい方に応じた、誰もが安全に安心して暮らせる住生活の実現に向けた取り組みが求められています。本市では、空き家が増加しており、空き家発生の予防や流通・活用の促進、管理不全の未然防止・解消など、引き続き総合的な対策の取り組みを進めていく必要があります。

公営住宅については、人口、世帯数の動向、持家や民間の供給状況、住宅需要に応じた適正管理戸数の維持、長寿命化、居住性向上などの個別改善のほか、適切な維持保全など、安全で良質な住宅ストックを整備し、長期的に活用するための計画的な取り組みを進めていく必要があります。

民間住宅については、住宅の建設や購入の促進、住宅改修のほか、老朽住宅の除却、高齢者などや子育て世帯の住み替えなどを支援し、移住定住の促進と利便性が高いまちなかへの居住を誘導するとともに、安全に安心して住み続けることができる住環境づくりを進めていく必要があります。

また、移住定住の取り組みを通じ、住宅情報などの提供を充実させ、地域の人々の協力を得ながら定住人口の増加につなげるほか、将来的な移住を見据え、地域に多様な形で関係する人々へ情報発信などの取り組みを進める必要があります。

基本事業とねらい

① 安全・安心な住環境整備の促進

持ち家の取得やリフォーム、地元企業への支援を行い、誰もが安全に安心して住み続けることができる住環境づくりを促進します。

② まちなか居住の促進

安心して便利に暮らすことができるまちなか居住の取り組みを促進します。

③ 公営住宅の良質な住環境の整備

住宅セーフティネットを担う公営住宅の長期的な必要戸数などを踏まえた整備方針を定め、長期的な活用に向けて安全で良質な住宅ストックの整備を計画的に進めます。

④ 円滑な住み替えの推進と移住定住の促進

世帯規模や住まい方の変化などによるニーズに対応するため、高齢者や子育て世帯の円滑な住み替えを推進するほか、移住定住の取り組みを促進します。

⑤ 空き家の活用・適正管理の推進

誰もが安全に安心して暮らせる住環境の保全を図るため、空き家の活用や適正な管理を促し、総合的な空き家対策を推進します。

□ 5-4（上下水道）

安定した事業運営による安全・安心な水環境を守るまちづくり

目 標

上下水道は、市民生活に欠かすことのできない都市基盤施設であることから、持続可能な事業運営を図り、安全で安心な水道水の供給や河川などの水質保全に努め、衛生的で快適な生活環境が保たれるまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の上水道は、安全で安心な水道水の供給を安定して継続し、今後も持続可能な事業運営を行うため、中空知広域水道企業団の構成市として、健全運営及び経営基盤強化に向けた役割を果たしていく必要があります。また、平成28年（2016年）には北光袋地地区の全戸が西空知広域水道企業団に接続したことで、安全で安心な水道水の供給が安定的に行われました。

下水道は、市民が快適で衛生的な生活を営むうえで欠かすことのできない都市基盤施設であり、河川の水質保全、良好な水環境の確保、浸水被害を防止する重要な役割を担っています。

本市の下水道普及率は、令和元年（2019年）度で93.8%と高水準で整備されていますが、今後急速に施設の老朽化が進行することが見込まれており、人口減に伴い使用料収入も減少しています。そのため、経営基盤の強化を図るため、令和元年（2019年）度に公営企業会計へ移行し、経営の健全化に努めています。

下水道施設は、点検・維持・修繕・改築などの施設管理を最適化し、整備事業についても費用対効果を勘案しながら、計画的かつ効率的に事業を実施することにより、持続可能な事業運営及び良質な下水道サービスの継続に努める必要があります。

また、下水道計画区域以外の生活排水などを適正に処理するため、個別排水処理施設整備として合併処理浄化槽の普及を継続する必要があります。

基本事業とねらい

① 良質な水道水の安定供給の確保

中空知広域水道企業団の健全な事業運営を推進し、安定して安全で安心な水道水の供給に努めます。

② 効率的かつ効果的な汚水・雨水処理の推進

汚水・雨水整備事業は、計画的かつ費用対効果を考慮しながら、道路事業や宅地開発との整合を図り、災害対策に効果的な整備を推進します。また、既存の下水道施設を計画的かつ効率的に維持管理することにより、良質なサービスを継続的に提供できるよう努めます。

③ 生活排水などの適正処理の促進

水環境の保全と衛生的で快適な生活環境を守るため、生活排水などが適正に処理されるよう、未水洗化世帯の水洗化と合併処理浄化槽の普及を促進します。

□ 5-5 (快適空間)

美しい街並みの広がるまちづくり

目 標

豊かな緑と市民が暮らす環境との調和を図るため、市内全体の適切な緑化及び公園施設の長寿命化と適正管理を推進し、美しい街並みの広がるまちづくりを目指します。

現 状 と 課 題

本市は、『緑あふれる公園都市』として、これまで美しい環境の中でうるおいのある都市形成を目標に公園や緑地の整備が進められています。現在では市民一人当たりの都市公園面積は全国一を誇るまでになっていますが、今後のまちづくりに対応した緑化や公園・緑地などのあり方について検討する時期に来ています。

公園や緑地は、環境保全・レクリエーション・防災・景観構成など、まちづくりにおいて多様な役割を果たしていますが、経年劣化により施設の老朽化が進行していることから、計画的に修繕・整備を実施していく必要があります。オアシスパークは、広域レクリエーションの拠点としてより楽しめる空間とするため、河川管理者の国と連携を図りながら、整備に向けた取り組みを進める必要があります。

まちなかの街路樹及び植樹樹や公園などの緑は適切な維持管理と規模の適正化を図り、引き続き美しい街並みを形成していきます。また、市民が暮らす環境との調和のためには、市民との協働のまちづくりの取り組みが不可欠です。そのため、花いっぱい運動などのまちなみの緑化や、町内会による街区公園管理事業などの公園管理を推進していますが、高齢化や参加者の減少などによる担い手不足の課題が年々大きくなっていることから、持続可能な市民参加による緑化活動を推進していく必要があります。

基本事業とねらい

① 公園施設の長寿命化と適正管理の推進

公園が有する環境保全・レクリエーション・防災・景観構成の各機能を維持し、地域住民が一層の親しみを感じ快適に利用できる憩いの場とするため、公園施設の長寿命化と適正管理を推進します。

② 豊かな緑と美しい街並みの保全

豊かな緑と美しい街並みを保全するため、市民参加による緑化活動を推進します。

(市民参画・コミュニティ・行政運営)

◆ 6 明日へつなぐ協働と支え合いのまち

□ 6-1 (協働)

市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり

目 標

市民・地域・行政などが信頼関係を築き上げ、行政情報などを共有し、市と市民が対等な立場で互いの役割と責任を認め合うとともに、相互に補い合い継続して行動していくまちを目指します。

現 状 と 課 題

人口減少や少子高齢化が進む中、不安定で不透明な経済状況、厳しい市の財政状況、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会・経済状況は年々その様相を大きく変えています。これに伴い、市民の生活様式や価値観、ニーズは多様化しており、環境、福祉、教育など様々な分野において新たな課題が発生しています。

本市では課題解決に向け、平成25年(2013年)に市民参画による砂川市協働のまちづくり指針を策定し、市と市民が協働で行う事業の推進を図ってきました。人口減少が続く中、事業数は指針策定時より微増している状況である一方、協働に欠かせないパートナーである市民活動団体の解散が見られるなど、会員の高齢化や担い手不足などの課題が顕著化しています。

市民と行政との情報共有は、地デジ広報の追加など様々な媒体を通じて共有を図っていますが、スマートフォンなどを活用した更なる情報共有の充実についても求められています。また、市民の市政への関心を高め、地域の若者や女性などが多くの分野で、まちづくりに積極的に参画してもらえよう広報広聴活動をより一層充実していく必要があります。

基本事業とねらい

① 協働事業（活動）の充実

行政のみ、または市民のみでは解決できない課題などに対して、市民、町内会、NPO 法人などの多様な主体の参加により、市と協力して行う協働事業（活動）の継続に努めます。

② 広報広聴活動の推進

広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体、機会を通じて情報提供に努め、情報の共有化を進めるとともに、広聴活動を積極的に行い、市民の意見を把握しながら市政への反映を推進します。

□ 6-2 (地域コミュニティ) 人のきずなが広がるまちづくり

目 標

コミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の地域コミュニティは、町内会が主体となって自主的な活動を行っており、平成 23 年（2011 年）には 88 町内会ありましたが、現在は 86 町内会となり、人口に比例して減少傾向が続いています。

平成 23 年（2011 年）に全町内会へ実施したアンケート調査では、市に求める事項として最も多かった意見が町内会活動に対する新たな助成・支援制度であったことから、平成 25 年（2013 年）度より町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みに対し、地域コミュニティ活動支援事業補助金を新設し、現在では 83 町内会がこの補助金を申請しています。

町内会の共通する課題は、役員の高齢化や担い手不足のほか、コミュニティ活動の拠点である町内会館などの施設の維持管理が継続できず、町内会費の増額で対応している町内会の増加があります。また、防災面では自助・共助・公助の連携が重要視され、ますます町内会での顔の見える関係が求められています。

地域での課題解決に向けて、市ができること、町内会ができることなどを話し合い、その解決に向けて市民の合意形成が図られるコミュニティを構築していく必要があります。

基本事業とねらい

① 地域コミュニティの推進

地域に暮らす人々がお互いに助け合い、明るいコミュニティづくりが図られるよう、町内会などのコミュニティ活動の推進に努めます。

□ 6-3 (行政運営)

自主・自立に向けた計画的なまちづくり

目 標

自主的かつ自立した行政運営を推進することができるまちを目指します。

現 状 と 課 題

少子高齢化や人口減少など、地域を取り巻く環境が大きく様変わりしている中、市民ニーズが多様化、高度化、複雑化しており、それらに対し適切な対応ができる行政運営が求められています。

また、国の政策として、地方創生や国土強靱化といった、雇用の創出や結婚支援、防災、減災へのより深化した取り組みなど、新たな課題への取り組みが求められており、その数、量も増加傾向にあります。内容も地域間、市町村間の競争を押し進めるものになっており、地域や市町村の創意工夫が求められています。

さらに、ICTを中心とする技術革新をはじめ、社会情勢の変化のスピードが速まっており、既存の知識や経験則の延長だけでは対応困難な事象が生じています。それらの課題に対応し、自主的かつ自立した行政運営を推進するための取り組みを行う必要があります。

基本事業とねらい

① 市民ニーズに即したわかりやすい計画行政の推進

市の施策に係る各計画について、策定段階から幅広い市民の参画を促進し、市民の視点を活かしたわかりやすい計画策定に努めます。策定後は適切な進行管理を行い、達成度の調査などを通して継続的に市民ニーズを把握し、事業の改善や見直しにつなげ、透明性が高く、効果的・効率的な行政運営に努めます。

② 機能的な組織の確立と人材育成の推進

多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズを的確にとらえ、柔軟かつ迅速に対応できる機能的な組織体制を確立するとともに職員の能力を向上させ、活かしていくための人材確保と育成を進めます。

□ 6-4 (情報通信基盤)

情報通信技術を活用したまちづくり

目 標

情報通信技術を活用し、行政事務の効率性・迅速性を高め、次世代高速通信技術の利用を推進することで、市民サービスの向上を図るまちを目指します。

現 状 と 課 題

近年、ICTの進歩に伴い、スマートフォンやタブレット端末などの普及が急速に拡大し、高速かつ大容量の情報通信が可能となってきています。

将来は、現在整備されている光回線に続く次世代高速通信技術の活用を図っていく必要があり、今後さまざまな分野で活用が期待される5Gの動向を注視していきます。

また、行政事務では、RPAの技術を活用し、可能な限り定型業務を自動化できるような環境を整備することで、事務の効率化を図ります。さらに児童手当認定請求のような申請・届出などの各種行政手続きのオンライン化をより一層進めることで、市民サービスの向上を図っていく必要があります。

今後は、災害発生時に庁舎が被災しても業務継続が図られるよう、住民記録など基幹系システムのクラウド化を進めていくことが重要です。

基本事業とねらい

① 行政事務の情報化の推進

I C Tの活用により、これまで手作業で行っていた定型業務に自動化するシステムR P Aを取り入れ、職員の業務負担軽減など、行政事務の効率化を図ります。

② 情報通信技術による市民サービスの向上

各種申請・届出など行政手続きのオンライン化を推進するとともに、5 Gなどの無線通信を利用して、I o TやA Iなどの技術を活用することで、市民サービスの向上を図ります。

□ 6-5 (財政運営)

健全な財政運営に努めるまちづくり

目 標

健全な財政基盤を確立していくまちを目指します。

現 状 と 課 題

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、自治体には健全化判断比率の公表や、比率の基準を超えた場合には、財政健全化計画などの策定が義務づけられています。

本市の平成30年(2018年)度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字のためなく、実質公債費比率は4.6%、将来負担比率は17.0%、資金不足比率もなく、いずれも早期健全化基準を下回っています。

新庁舎建設に伴い、今後実質公債費比率、将来負担比率などの一定程度の上昇が見込まれますが、引き続き、公債費の適正な管理を行い、健全財政を維持しながら、市民ニーズに対応した効果的・効率的な財政運営を行う必要があります。

財源の確保では、歳入の根幹をなす市税をはじめ、ふるさと応援寄附金などの確保に努めます。公金収納では、コンビニ収納や口座振替などによる利便性向上が収納率向上に効果があったことから、引き続き、収納方法の多様化について検討していきます。

公有財産の管理では、過去に建設された公共施設が、これから大量更新の時期を迎えるため老朽化対策が大きな課題となります。今後は、中・長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化を行い、公有財産の適正配置及び事業廃止となった建物や解体後の跡地の有効活用について計画的な判断が求められます。

基本事業とねらい

① 財源の確保

健全な財政基盤を確立していくために、自主財源確保に努めます。

② 適正な財産管理の推進

目的・需要に応じて、市が所有する公有財産の適正配置を図り、公共施設の効果的・効率的な管理運営と利活用を図りながら、適正な財産管理に努めます。

③ 財政の健全化

健全財政を維持し、効果的・効率的な財政運営に努めます。

□ 6-6 (広域行政運営)

適切な広域行政によるまちづくり

目 標

行政区域を越え、課題・問題の解決や地域振興を推進し、持続可能な地域づくりを進めるため、近隣市町との連携に取り組むまちを目指します。

現 状 と 課 題

中空知5市5町では、昭和42年(1967年)から中空知広域市町村圏組合を設立し、産業観光の分野などで連携した取り組みを進めています。平成27年(2015年)からは定住自立圏を形成し、医療や消防の分野でも連携を開始しました。また、消防や廃棄物処理、水道事業などにおいて一部事務組合を設置し、連携して事業を実施しています。

中空知5市5町の人口は、過去5年間(平成26年(2014年)～令和元年(2018年))で112,070人から102,221人になっており、9,849人が減少しています。地域の課題として、人口減少に伴う働き手不足、公共交通の衰退、医療・介護人材の不足などが挙げられます。

広域連携の取り組みは、必要な市民サービスの提供につながるなど、一定の成果がみられますが、課題の解決までには至っていないところです。

今後も継続し、課題解決に向けて連携した取り組みを進めていく必要があります。

基本事業とねらい

① 広域行政・広域連携の推進

行政区域を越え、今後も持続可能な地域づくりを進めることで、市民への行政サービスを引き続き提供するため、近隣市町と連携した広域的な取り組みを推進し、効率的・効果的な行政運営を進めます。